

平生町一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

平生町

第1章	計画策定の基本的考え方	
1	計画策定の趣旨	1
2	基本計画の位置づけ	1
3	計画の対象地域	3
4	一般廃棄物処理基本計画の構成	3
5	一般廃棄物処理基本計画の期間	3
6	一般廃棄物処理基本計画の対象となる廃棄物	4
第2章	町の概況	
1	位置及び地勢	5
2	人口動態	5
3	産業の動向	8
4	観光	11
5	土地利用の状況	11
第3章	人口の将来予測	
1	人口の将来予測	13

ごみ処理基本計画

第4章	ごみ処理の現況及び課題	
1	ごみ処理体制・流れ	15
2	ごみ処理施設の概要	16
3	ごみの排出方法	17
4	ごみの分別区分	18
5	ごみ処理の沿革	19
6	ごみ処理料金	20
7	ごみ排出量等の実績	20
8	ごみの資源化	24
9	焼却灰の資源化	26
10	可燃ごみの組成	26
11	適正処理困難物の処理	28
12	不燃ごみの最終（埋立）処理	29
13	ごみ処理経費	30
14	ごみ処理の評価	31
15	ごみ処理に関する課題の整理	35

第5章	基本理念・基本方針	
1	前回計画の達成状況	36
2	基本理念	37
3	基本方針	38
4	ごみ処理基本計画の期間	38

第6章	ごみ処理の施策	
1	数値目標の設定	39
2	ごみの排出抑制及びリサイクルのための方策に関する事項	44
3	分別収集するごみの種類及び分別区分	45
4	ごみの適正処理・処理施設に関する基本的事項	46
5	不法投棄ごみ・不適正処理ごみに関する事項	47

第7章	その他ごみ処理に関し必要な事項	
1	在宅医療廃棄物	48
2	感染防止対策が必要な一般廃棄物	48
3	災害廃棄物の処理	49

生活排水処理基本計画

第8章	基本理念・基本方針	
1	基本理念	51
2	基本方針	51
3	生活排水処理基本計画の期間	51

第9章	生活排水処理の現状	
1	生活排水処理の現状	52
2	生活排水人口普及率の向上と目標値	56
3	取り組み	56

第10章	し尿・汚泥の処理計画	
1	し尿、浄化槽汚泥処理の流れ	58
2	し尿、浄化槽汚泥の排出量実績	60
3	し尿、浄化槽汚泥の排出量推計	61
4	し尿、浄化槽汚泥処理の推進	61

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき、市町村が策定することと規定されている廃棄物処理に関する計画であり、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物を適正に処理することを目的として策定することとされています。

本町においては、平成7年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、平成25年度に最終改定を行っておりますが、前計画期間が終了を迎え、本町の一般廃棄物の処理を取り巻く諸情勢も変化していることから、本計画について見直しを行うものです。

2 基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、長期的かつ総合的な視点から、「ごみ処理」及び「生活排水処理」を行うための基本方針や目標等を定める計画です。

基本計画の見直しにあたっては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに資源の有効な利用の促進に関する法律などの各種法令や、環境基本計画、廃棄物処理基本方針並びに山口県循環型社会形成推進基本計画などを踏まえ、有用な廃棄物を資源として活用しながらごみの発生抑制を図るとともに、廃棄物の適正処理により環境への負荷を軽減するなど、循環型社会の形成を推進するとともに、第五次平生町総合計画の基本目標である「安全で快適に暮らせるまちづくり」を目指した計画とします。

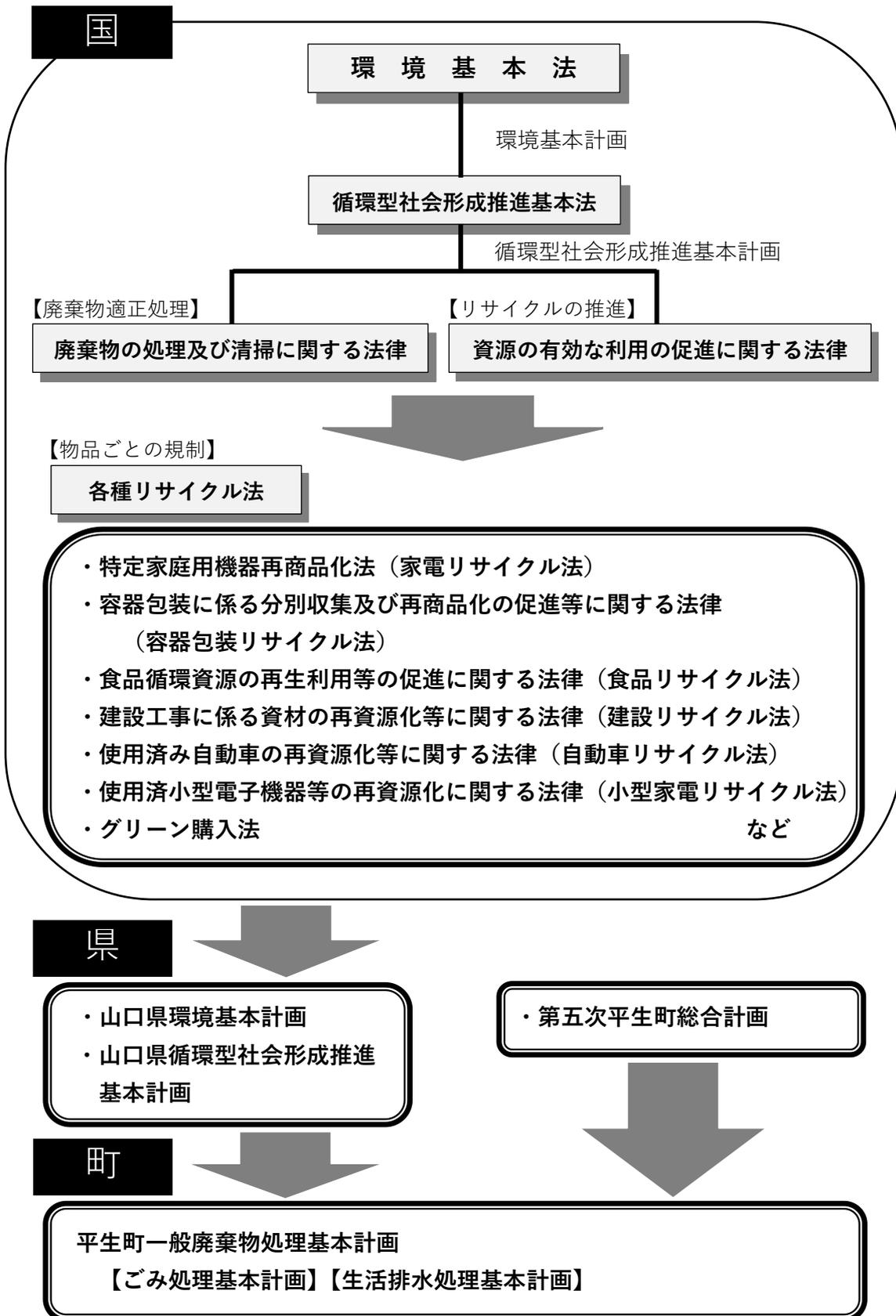


図1 基本計画の位置づけ

3 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本町の全区域とします。

4 一般廃棄物処理基本計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年法律第137号）」第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めています。

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物を「ごみ」に関する部分と「生活排水」に関する部分に分類し、ごみの排出抑制及びごみの収集や運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進に関する方針を示した「ごみ処理基本計画」と、家庭等から排出されるし尿・浄化槽汚泥及び生活排水の処理を安定的・衛生的に行うための方針を示した「生活排水処理基本計画」で構成します。

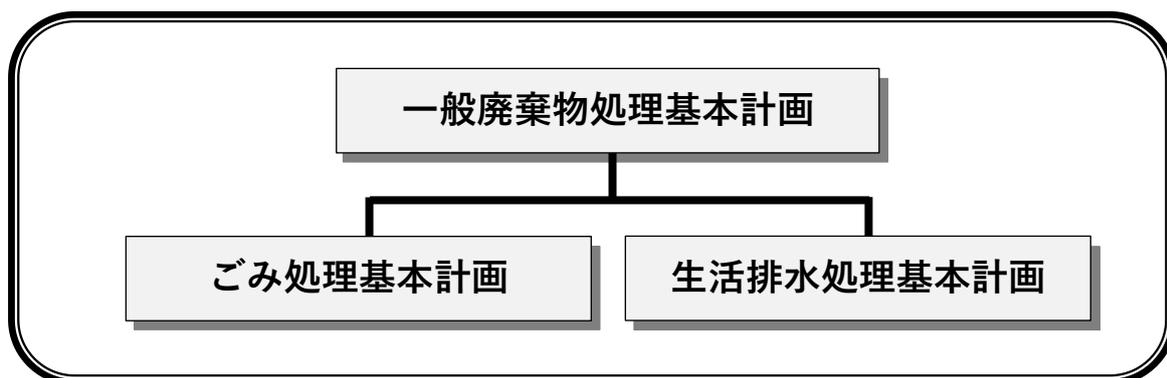


図2 一般廃棄物処理基本計画の構成

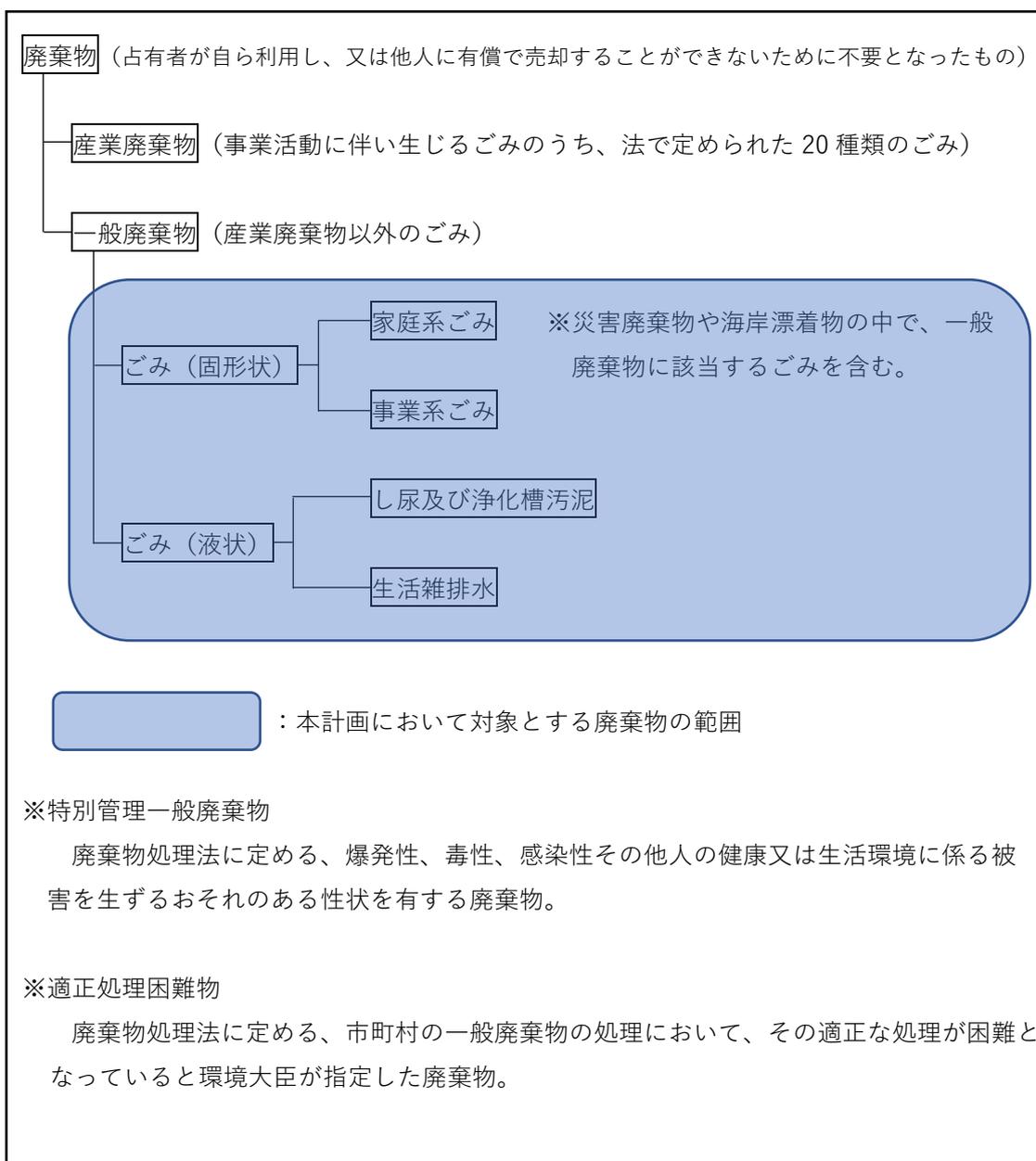
5 一般廃棄物処理基本計画の期間

一般廃棄物処理基本計画は、町における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った計画とするため、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年次とする10年間計画とします。ただし、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動が生じた場合などは、適宜見直しを行うこととします。

6 一般廃棄物処理基本計画の対象となる廃棄物

一般廃棄物処理基本計画は、町が自ら処理、あるいは一部事務組合が委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や、町以外の者が処理する一般廃棄物も含め、町内で発生する一般廃棄物を対象とします。

ただし、廃棄物処理法に定める特別管理一般廃棄物及び適正処理困難物については、ごみ処理過程で発生するごみは対象としますが、それ以外については対象外とします。



第2章 町の概況

1 位置及び地勢

本町は、山口県の東南部、室津半島の西に位置し、大星山（標高 438m）、箕山（標高 400m）を中心とした丘陵地帯と、平生平野を中心とした平野部から成っています。西に田布施川を挟んで田布施町、北と東は室津半島の山稜づたいに柳井市と接し、南は半島の半ばで上関町と境を分けています。

室津半島の西に位置する熊毛群島のうち、佐合島が本町に属し、また約 18km に及ぶ海岸線は波静かで陽光に恵まれており、瀬戸内海国立公園の一端を形成、豊かな自然環境を有しています。

気候は、年間を通じて雨の少ない、いわゆる瀬戸内海性気候に属しています。

2 人口動態

1. 人口及び世帯数の推移

本町の人口の推移は、国勢調査によると年々減少傾向にあり、平成 27 年度は 12,798 人となっています。

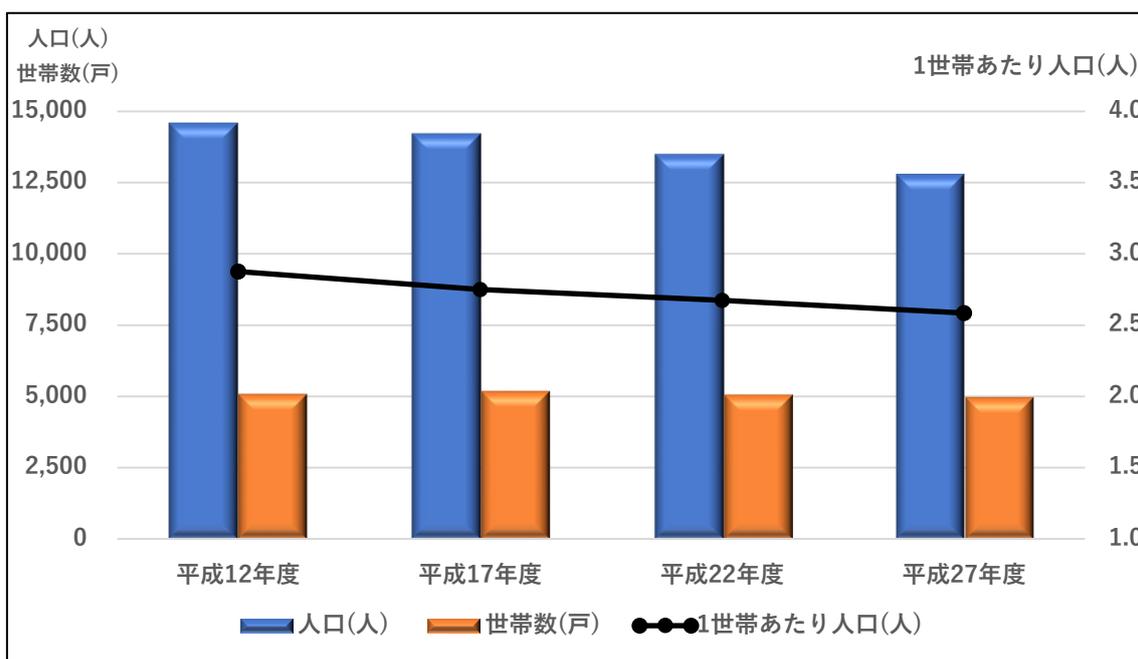
一方で、世帯数の推移についても全体的に見れば減少傾向にはあるものの、平成 17 年度は平成 12 年度に比べ増加している状況も見受けられます。

1 世帯あたりの人口の推移についても年々減少しており、高齢化や都市部への人口流出などの社会情勢による要因が想定されます。

年度	人口（人）			世帯数（戸）	1 世帯あたり人口（人）
	男	女	総数		
平成 12 年度	6,688	7,892	14,580	5,069	2.876
平成 17 年度	6,577	7,626	14,203	5,164	2.750
平成 22 年度	6,274	7,217	13,491	5,044	2.675
平成 27 年度	5,906	6,892	12,798	4,951	2.585

資料：国勢調査（総務省統計局）

表1 人口及び世帯数の推移



資料：国勢調査（総務省統計局）

図3 人口及び世帯数の推移

2. 人口動態の推移

本町の人口動態の推移は、自然動態については出生者数よりも死亡者数が多い状況です。また、社会動態についても転入者数より転出者数が多く、人口の減少傾向が人口動態からも見ることができます。

(単位：人)

年度	自然動態			社会動態			その他	増減数計
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
平成 25 年度	71	175	-104	455	502	-47	-13	-164
平成 26 年度	71	186	-115	458	462	-4	-2	-121
平成 27 年度	77	183	-106	433	485	-52	-3	-161
平成 28 年度	80	188	-108	420	460	-40	-5	-153
平成 29 年度	68	185	-117	382	478	-96	-7	-220
平成 30 年度	51	177	-126	381	491	-110	-1	-237

資料：住民基本台帳（総務省統計局）

表2 人口動態の推移

3. 年齢（5歳階級）別人口の状況

平成27年度における年齢（5歳階級）別人口の状況については、男女ともに65歳から69歳の階層が一番多くなっています。

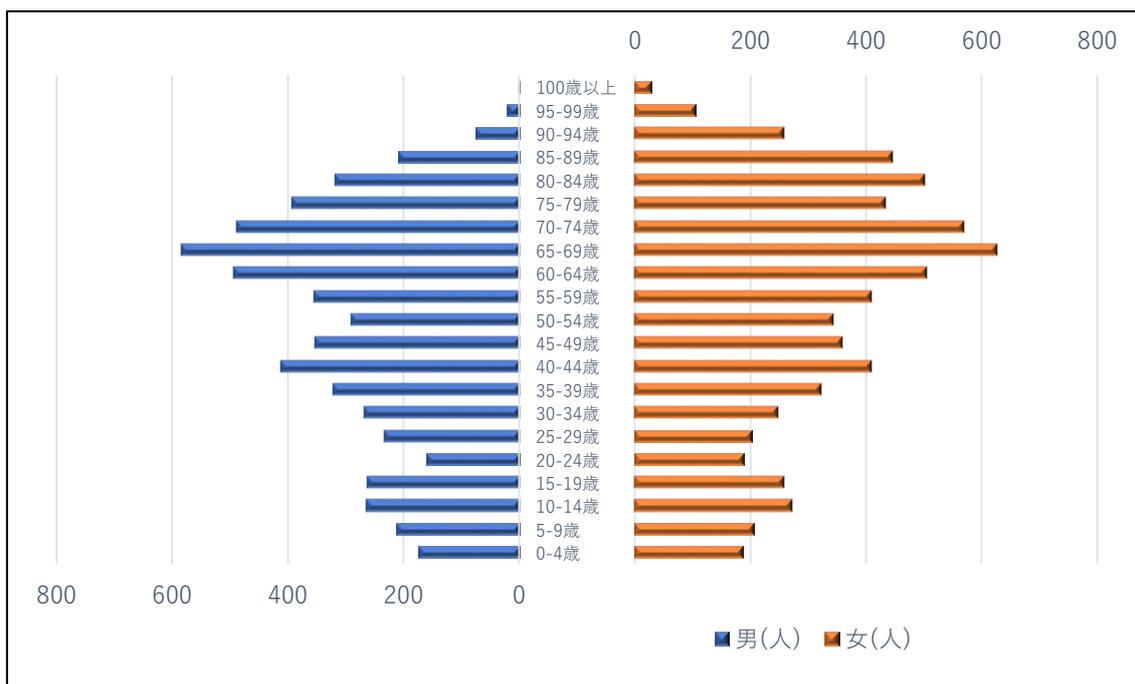
また、65歳以上の割合は全人口の39.62%で高齢化率が高い状況となっており、今後高齢化は進むと予測されます。

(単位：人)

年齢	男(人)	女(人)	合計
0-4歳	175	186	361
5-9歳	212	206	418
10-14歳	264	271	535
15-19歳	262	258	520
20-24歳	160	188	348
25-29歳	233	203	436
30-34歳	268	247	515
35-39歳	321	322	643
40-44歳	412	410	822
45-49歳	354	358	712
50-54歳	291	343	634
55-59歳	355	410	765
60-64歳	495	505	1,000
65-69歳	585	627	1,212
70-74歳	489	569	1,058
75-79歳	393	433	826
80-84歳	318	501	819
85-89歳	208	445	653
90-94歳	76	258	334
95-99歳	22	104	126
100歳以上	1	29	30
年齢不詳			31
合計	5,906	6,892	12,798

資料：国勢調査（総務省統計局）

表3 平成27年度年齢（5歳階級）別人口の状況



資料：国勢調査（総務省統計局）

図4 平成27年度年齢（5歳階級）別人口の状況

3 産業の動向

1. 産業別就業人口の状況及び事業所数の推移

本町の就業者総数は、平成27年度で5,484人となっています。

産業別就業者の内訳では、第1次産業は312人で全体の約5.7%、第2次産業は1,493人で全体の約27.2%、第3次産業などは3,679人で全体の約67.1%となっています。

第3次産業の中でも、医療・福祉関連の就業者が1,013人と一番高く、次に卸売業・小売業の873人となっています。

過去の就業者総数は、昭和40年代以降の統計によると7,000人前後を推移していましたが、近年は人口減少とともに就業者人口も減少しています。

事業所数についても、平成21年度の602事業所から平成26年度には518事業所となり、約12.7%の減少となっています。

(単位：人)

産業分類		平成 27 年度
第 1 次産業	計	312
	全体に占める割合(%)	5.69
	農業	277
	林業	5
	漁業	30
第 2 次産業	計	1,493
	全体に占める割合(%)	27.22
	鉱業	1
	建設業	513
	製造業	979
第 3 次産業	計	3,387
	全体に占める割合(%)	61.76
	電気・ガス・熱供給・水道業	23
	情報通信業	30
	運輸業，郵便業	257
	卸売業，小売業	873
	金融業，保険業	80
	不動産業，物品賃貸業	45
	学術研究，専門・技術サービス業	109
	宿泊業，飲食サービス業	215
	生活関連サービス業，娯楽業	155
	教育，学習支援業	238
	医療，福祉	1,013
	複合サービス事業	76
サービス業（他に分類されないもの）	273	
公務（他に分類されるものを除く）	217	
全体に占める割合(%)	3.96	
分類不能の産業	75	
全体に占める割合(%)	1.37	
総 数	5,484	

資料：国勢調査（総務省統計局）

表 4 産業別就業人口の状況

(単位：事業所)

産業分類		平成 21 年度	平成 26 年度
第 1 次産業	計	1	1
	全体に占める割合(%)	0.2	0.2
	農業	1	1
	林業	0	0
	漁業	0	0
第 2 次産業	計	142	113
	全体に占める割合(%)	24.3	21.8
	鉱業	0	0
	建設業	95	69
	製造業	47	44
第 3 次産業	計	432	395
	全体に占める割合(%)	74.0	76.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	2
	情報通信業	1	1
	運輸業，郵便業	26	19
	卸売業，小売業	150	131
	金融業，保険業	7	4
	不動産業，物品賃貸業	12	10
	学術研究，専門・技術サービス業	15	13
	宿泊業，飲食サービス業	43	47
	生活関連サービス業，娯楽業	58	52
	教育，学習支援業	22	16
	医療，福祉	39	48
	複合サービス事業	8	7
サービス業（他に分類されないもの）	51	45	
公務（他に分類されるものを除く）	9	9	
全体に占める割合(%)	1.5	1.7	
総 数	584	518	

資料：経済センサス基礎調査（総務省統計局）

表 5 産業別事業所数の推移

4 観光

本町は、室津半島の特色を生かして、大星山展望台から瀬戸内海と瀬戸内の島々を眺めることができるなど、風光明媚な自然環境を有しています。

本町の観光客数は、近年約20万人前後を推移しています。

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
観光客数	210,819	211,947	207,765	203,859	201,328

資料：令和元年山口県の宿泊者及び観光客の動向

表6 観光客数の推移

5 土地利用の状況

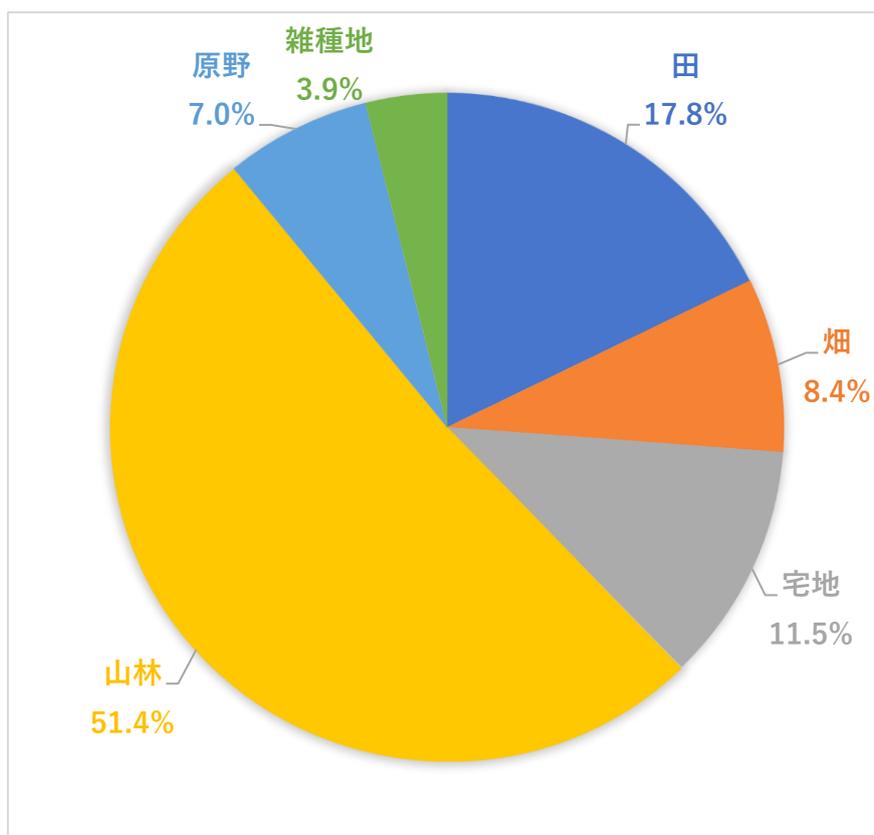
平成29年1月1日現在における本町の地目別民有地面積は、山林が51.4%と半数を占め、2番目に田の17.8%となっています。山林と田を合わせると、本町の総面積の約7割を占めています。

(単位：a)

	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地
平生町	264,328	47,004	22,235	30,513	135,749	18,494	10,333
割合(%)	100	17.8	8.4	11.5	51.4	7.0	3.9

資料：平成30年刊山口県統計年鑑

表7 土地利用の状況【平成29年1月1日現在】



資料：平成 30 年刊山口県統計年鑑

図 5 土地利用の状況【平成 29 年 1 月 1 日現在】

第3章 人口の将来予測

1 人口の将来予測

人口の将来予測については、第五次平生町総合計画において将来人口が推計されており、本計画においても推計値を採用しています。

本計画における人口の将来予測について、下記のとおり示します。

単位：人

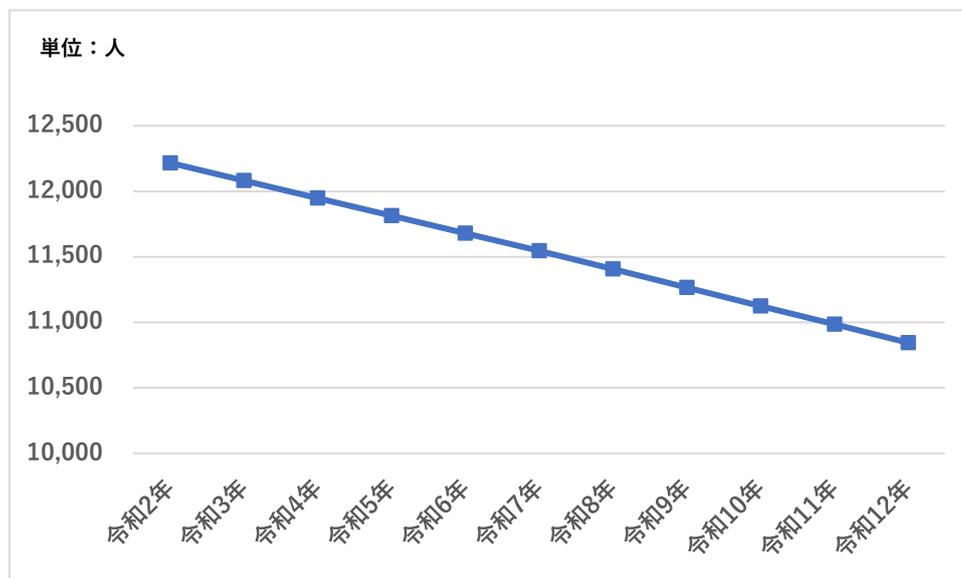
項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
推計人口	12,217	12,083	11,949	11,814	11,680	11,546

項目	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
推計人口	11,406	11,265	11,125	10,984	10,844

※令和7年、令和12年の5年ごとに人口推計がなされていることから、その間は一定の割合で減少した推計値としています。

資料：第五次平生町総合計画

表8 人口の将来予測



資料：第五次平生町総合計画

図6 人口の将来予測

ごみ処理基本計画

第4章 ごみ処理の現況及び課題

1 ごみ処理体制・流れ

ごみ処理体制及びごみ処理の流れを下記のとおり示します。

なお、多くのごみの運搬については、町内各所に点在するごみステーションに排出された家庭ごみを定期的に巡回して収集する「定期収集」と、ごみの排出者や収集許可業者が直接処理施設に持ち込む「直接搬入」の2種類に分類することができます。

事業所名	担当部署		主な業務概要
平生町役場	産業課生活環境班	事務 2 名	ごみ発生抑制の啓発 など
周東環境衛生組合 (清掃センター)	事務局	事務 2 名 作業 8 名	可燃物処理 ・中間(焼却)処理
熊南総合事務組合 (資源活用センター)	事務局	事務 5 名 作業 12 名	不燃物処理 ・資源物中間処理 ・不燃物最終埋立処理 定期収集ごみ収集運搬業務委託

表9 ごみ処理体制(町及び組合)【令和2年度】

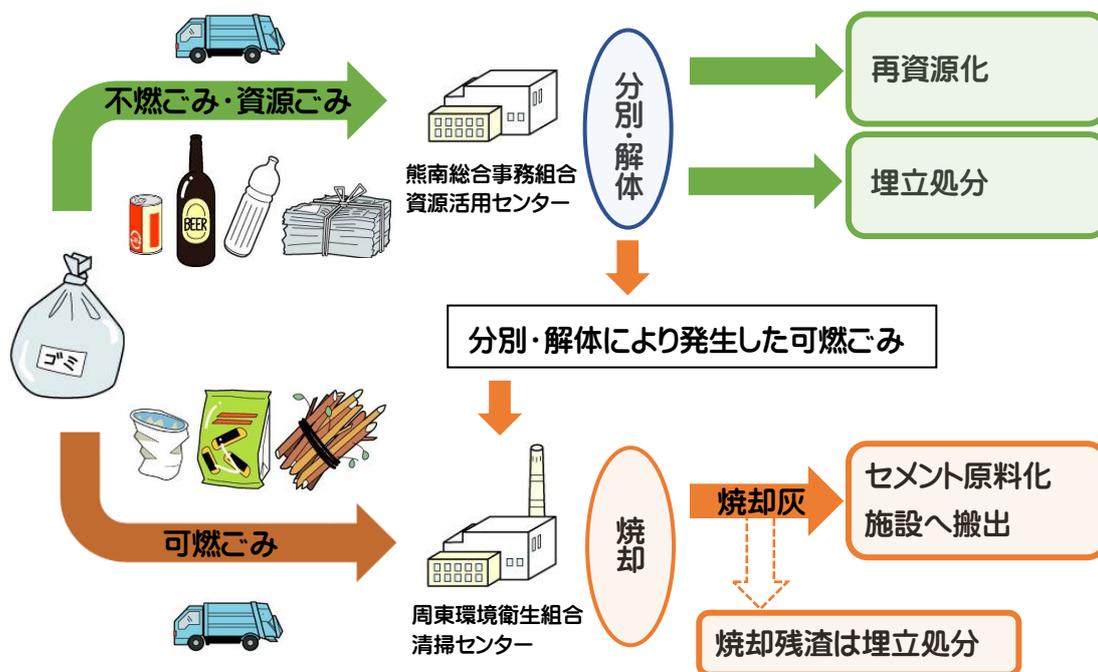


図7 ごみ処理の流れ

2 ごみ処理施設の概要

本町では、可燃性一般廃棄物を中間（焼却）処理する施設として周東環境衛生組合清掃センター、不燃性一般廃棄物の中間処理及び最終処理する施設として熊南総合事務組合資源活用センターを利用しています。

各施設に搬入することが可能なごみは、家庭などから搬出される生活系の一般廃棄物と、事業者から搬出される事業系の一般廃棄物であり、事業活動に伴って排出される産業廃棄物や、処理施設で処理できないごみを搬入することはできません。

各施設の概要について、下記のとおり示します。

名 称	周東環境衛生組合清掃センター
処 理 区 域	平生町、柳井市、上関町、田布施町
所 在 地	柳井市南浜4丁目5番13号
炉 形 式	全連続燃焼式焼却炉【平成12年4月から】
焼 却 能 力	138t / 24h (69t / 24h × 2 炉)【平成12年4月から】
供 用 開 始	昭和61年10月
敷 地 面 積	13,000 m ²
延 べ 床 面 積	工場棟 1,989 m ²
	管理棟 418 m ²
	車庫棟 290 m ²

表10 可燃ごみ中間（焼却）処理施設の概要

名 称	熊南総合事務組合資源活用センター
処 理 区 域	平生町、田布施町
所 在 地	熊毛郡平生町大字曾根433番地3
選別・保管品目	缶類、金属類、ビン類、ガラス類、ペットボトル、古紙・古着類 ガレキ類
処 理 能 力	・選別処理機（缶・ビン） 4.9t / 5h ・圧縮機（ペットボトル） 250～300kg / h
供 用 開 始	平成9年4月

表11 不燃物選別・保管施設の概要

名 称	熊南総合事務組合資源活用センター
処 理 区 域	平生町、田布施町
所 在 地	熊毛郡平生町大字曾根 433 番地 4, 433 番地 6
埋立開始年度	昭和 56 年度
埋立総面積	10,163 ㎡
埋立総容量	37,953 ㎡
埋立方式	サンドイッチ方式

表 1 2 最終処分施設の概要

3 ごみの排出方法

主なごみの収集・排出の方法について、下記のとおり示します。

なお、飲料用ペットボトルキャップ、食品トレイ、小型家電については、資源の有効利用や地球温暖化対策などの観点から、拠点回収も実施しています。

(1) 家庭ごみを定期収集に出す場合

ごみの種別	該当するごみ	排出方法	収集回数	排出場所
可燃ごみ (焼却処理するごみ)	紙くず、木くず、プラスチック など	指定袋に入れて排出	週 2 回	ごみステーション
不燃ごみ (焼却処理しないごみ)	ガレキ、ガラス、陶器、など	指定袋に入れて排出(※1)	月 1 回	ごみステーション
資源ごみ (資源化するごみ)	ペットボトル、缶、ビン、古紙、古着 など	指定袋に入れて排出(※2)	月 1 回	ごみステーション
(※1)収集作業に危険を伴うもの(ガラスの破片)など、別に排出方法を指定している品目があります。				
(※2)古紙など、別に排出方法を指定している品目があります。				

表 1 3 家庭ごみの定期収集

(2) 処理施設に直接搬入する場合

ごみの種別	該当するごみ	排出方法	処理費用	排出場所
可燃ごみ	紙くず、木くず、プラスチック など	施設内の決められた場所に排出 搬入量は計量により測定	有料(重量別に設定)	周東環境衛生組合 清掃センター
不燃ごみ・資源ごみ	ガレキ、陶器、缶、古紙、家電製品 など	施設内の決められた場所に排出 搬入量は計量により測定	無料(※3)	熊南総合事務組合 資源活用センター
(※3)事業系一般廃棄物は有料です。				

表 1 4 ごみ処理施設への直接搬入

(3) 拠点回収場所に持ち込む場合

収集方法	該当するごみ	持ち込み方法	処理費用	持ち込み場所
拠点回収	飲料用ペットボトルキャップ	町内の決められた場所に持ち込み	無料	・平生町役場 ・地域コミュニティセンター (平生・宇佐木・堅ヶ浜・大野・曾根・佐賀)
	食品トレイ	町内の決められた場所にある回収ボックスに持ち込み	無料	・地域コミュニティセンター (平生・宇佐木・堅ヶ浜・大野・曾根・佐賀・尾国)
	小型家電 (小型)	町内の決められた場所にある回収ボックスに持ち込み(PC類は役場窓口でも回収)	無料	・平生町役場 ・地域コミュニティセンター (平生・大野・曾根・佐賀)

表 1 5 拠点回収場所への持ち込み

4 ごみの分別区分

ごみの分別区分について、下記のとおり示します。

なお、家庭ごみの収集日程や品目ごとの分別方法については、毎年度ごとに「ごみ収集日程表」を作成するとともに、「ごみ出しマニュアル」を定期的に改訂して世帯に配布するほか、町ホームページに掲載するなど、住民に分かりやすく周知できるよう努めています。



ごみ出しマニュアル
(平成 27 年度改訂版)



令和 2 年度ごみ収集日程表(C コース)

図 8 ごみ出しマニュアル・ごみ収集日程表

種類・分別	主な品目	排出袋 等	主な注意点
可燃ごみ	生ごみ、木くず、プラスチック類、革製品、靴、おむつ、ビニール類 など	指定袋（緑） 大：45 ㌔、小：35 ㌔ ミニ：20 ㌔	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみは水切りをする ・おむつは、汚物を取り除く ・金属などが取り外せる場合は、それぞれ分別する
不燃ごみ・資源ごみ			
缶・金属	空き缶、スプレー缶、フライパン、やかん 金属製キャップ など	指定袋（透明） 大：45 ㌔、中：35 ㌔ 小：20 ㌔	<ul style="list-style-type: none"> ・缶と金属は分けて出す ・カセットボンベの缶などは中身を使い切って出す ・缶はつぶさないで出す
古紙・古着	新聞紙、雑誌、段ボール（紙パック含む）、衣類 など	紐で十字にしぼる	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙と折込チラシは一つにまとめて出す ・新聞紙と雑誌は分別して出す
ペットボトル	飲料用などに使用されるボトル容器	指定袋（透明） 大：45 ㌔、中：35 ㌔ 小：20 ㌔	<ul style="list-style-type: none"> ・ラベルやキャップは取り外せるものは取り外す ・軽く水洗いする ・オイルなどの容器として再利用したものは可燃ごみで処理する
ビン	一般に市販されている製品のビン容器	指定袋（透明） 大：45 ㌔、中：35 ㌔ 小：20 ㌔	<ul style="list-style-type: none"> ・ラベルやキャップは取り外せるものは取り外す ・軽く水洗いする ・農薬ビンや化粧ビン（乳白色）はガレキで出す
その他	ガラス、灰、陶磁器、乾電池、蛍光管 鏡 粗大ごみ など	指定袋（透明） 大：45 ㌔、中：35 ㌔ 小：20 ㌔	<ul style="list-style-type: none"> ・ガレキ、金属などに分けて出す ・割れたガラス等危険な物は、段ボール箱に入れる

表 1 6 ごみの分別区分

5 ごみ処理の沿革

本町では、長年にわたり熊南総合事務組合や周東環境衛生組合及び組合構成市町と連携してごみの資源化や減量化に努めてきました。その過程において、ごみ分別方法の見直しや新たなごみ回収制度の創設など、法令の制定や社会情勢の変化などを背景に、適正なごみ処理に取り組んでいます。

本町における、過去7年間の主なごみ処理の沿革を下記のとおり示します。

年度	内容
平成 26 年度	小型家電の拠点回収及び資源化認定事業所への搬出を開始
平成 29 年度	ペットボトルラベルの取り外しを開始
平成 30 年度	定期収集等における小型家電回収品の資源化認定事業所への搬出を開始（熊南総合事務組合）
平成 30 年度	食品トレイの拠点回収及び回収品の店舗への搬入を開始

表 1 7 ごみ処理の沿革

6 ごみ処理料金

令和2年度におけるごみ処理に係る料金について、下記のとおり示します。

袋の種類・色・サイズ	容量	金額（10枚あたり）
可燃ごみ袋（緑）サイズ：大	45リットル	200円
可燃ごみ袋（緑）サイズ：小	35リットル	150円
可燃ごみ袋（緑）サイズ：ミニ	20リットル	100円
不燃ごみ袋（透明）サイズ：大	45リットル	250円
不燃ごみ袋（透明）サイズ：中	35リットル	200円
不燃ごみ袋（透明）サイズ：小	20リットル	150円

表18 ごみ指定袋の購入価格

ごみの種類・総重量	5キログラムごとの単価
可燃ごみ	
100kg以下	71円（破砕機を使用する場合は90円）
100kg～200kg	81円（破砕機を使用する場合は102円）
200kg～300kg	92円（破砕機を使用する場合は115円）
300kg以上	102円（破砕機を使用する場合は127円）
不燃ごみ	無料（事業系ごみは有料）
※可燃ごみについては、100円未満を切り上げ	

表19 ごみ処理施設直接搬入時のごみ処理手数料

7 ごみ排出量等の実績

本町における平成27年度から令和元年度までの5年間のごみ搬出量の実績について、下記のとおり示します。

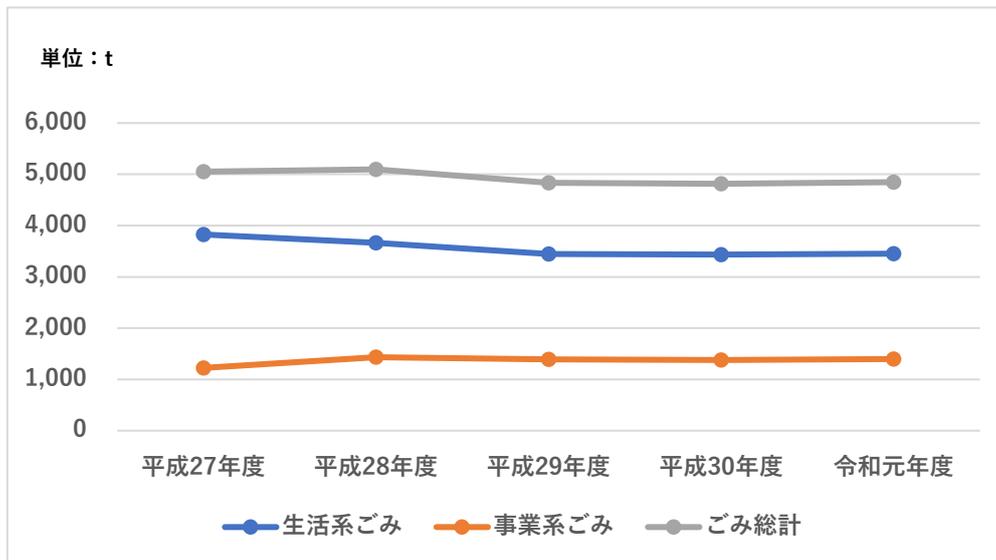
生活系ごみの量については、年々減少傾向となっており、人口減少などの要因が考えられ、事業系ごみの量については、平成28年度に増加しているものの、その後はほぼ横ばいとなっています。

項目		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人口		人	12,547	12,392	12,194	11,943	11,844
生活系ごみ	収集(定期・許可)	kg/年	3,494,178	3,352,253	3,155,718	3,118,783	3,109,059
	直接搬入	kg/年	330,997	308,618	288,052	314,178	340,576
	拠点回収	kg/年	1,869	2,998	1,788	2,030	2,298
	計	kg/年	3,827,044	3,663,869	3,445,558	3,434,991	3,451,933
		t/年	3,827	3,664	3,446	3,435	3,452
事業系ごみ	収集(許可)	kg/年	1,111,507	1,301,382	1,269,707	1,249,152	1,250,236
	直接搬入	kg/年	112,263	132,102	118,528	131,802	145,439
	計	kg/年	1,223,770	1,433,484	1,388,235	1,380,954	1,395,675
		t/年	1,224	1,433	1,388	1,381	1,396
ごみ排出量総計		t/年	5,051	5,097	4,834	4,816	4,848

※人口については、10月1日時点の住民基本台帳の数値。

資料：周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

表 2 0 ごみ排出量の推移



資料：周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

図 9 ごみ排出量の推移

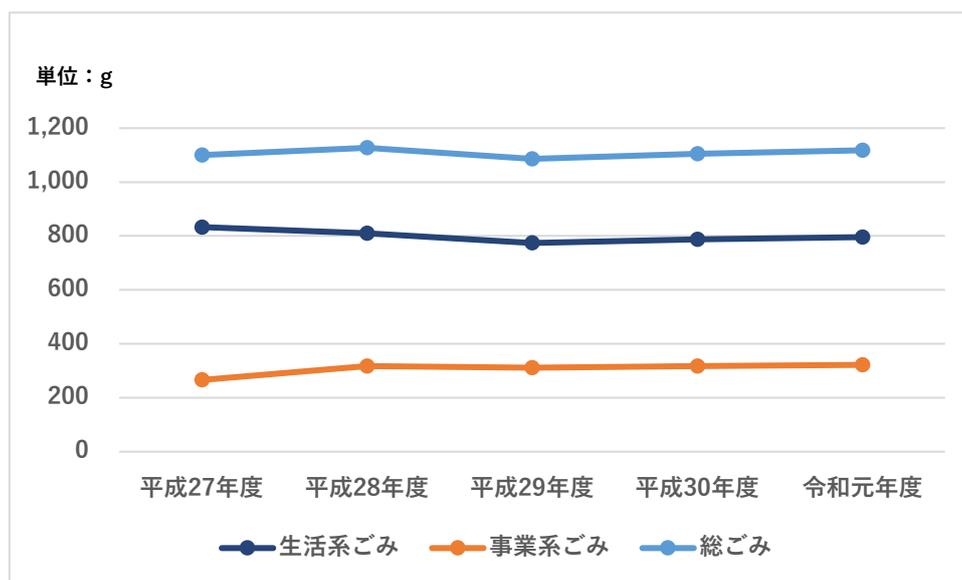
本町における平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の町民一人あたりのごみ搬出量について、下記のとおり示します。

平生町民一人あたりのごみ総排出量は、近年横ばいの状況となっています。

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人口	人	12,547	12,392	12,194	11,943	11,844
生活系ごみ排出量	kg/年	3,827,044	3,663,869	3,445,558	3,434,991	3,451,933
町民 1 人あたり排出量	g/人・日	833	810	774	788	796
事業系ごみ排出量	kg/年	1,223,770	1,433,484	1,388,235	1,380,954	1,395,675
町民 1 人あたり排出量	g/人・日	266	317	312	317	322
ごみ総排出量	kg/年	5,050,814	5,097,353	4,833,793	4,815,945	4,847,608
町民 1 人あたり排出量	g/人・日	1,100	1,127	1,086	1,105	1,118

資料：周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

表 2 1 町民一人あたりのごみ排出量の推移



資料：周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

図 1 0 町民一人あたりのごみ排出量の推移

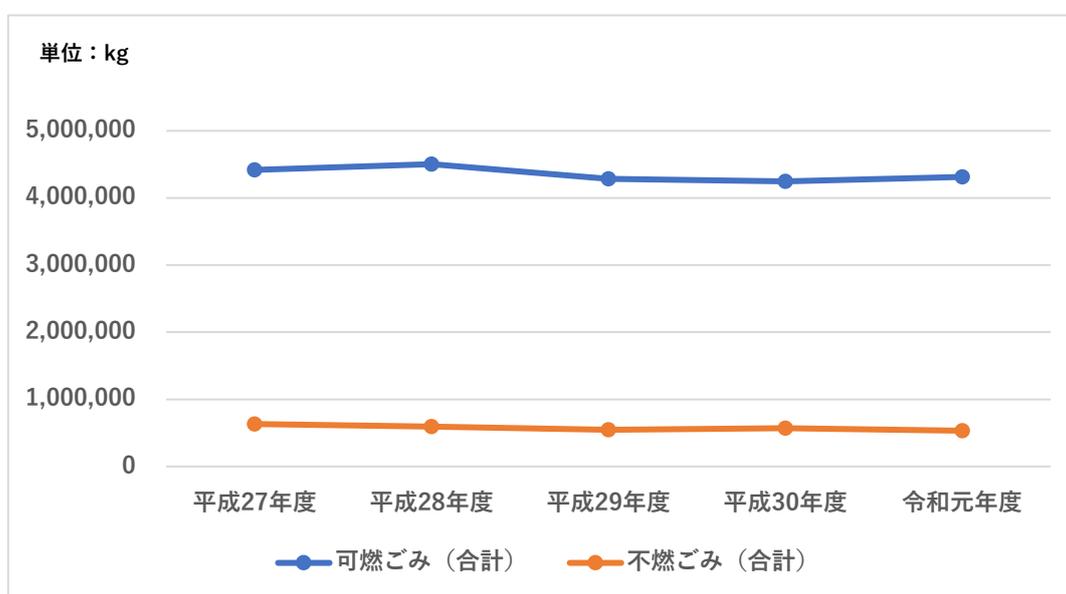
本町における平成27年度から令和元年度までの5年間の可燃ごみと不燃ごみ別の
ごみ搬出量について、下記のとおり示します。

可燃ごみと不燃ごみ搬出量ともに年々減少傾向となっており、不燃ごみの分類別搬出
量については年々横ばいか減少傾向ですが、特に紙類・布類が他と比べて減少傾向が大
きくなっています。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
可燃ごみ（合計）	kg/年	4,417,985	4,503,745	4,287,095	4,247,305	4,314,710
不燃ごみ（合計）	kg/年	632,829	593,608	546,698	568,640	532,898
缶・金属類	kg/年	55,540	52,490	50,710	51,890	54,390
ビン類	kg/年	108,410	103,620	99,040	93,560	91,190
紙類・布類	kg/年	280,000	247,680	210,470	202,510	180,430
ペットボトル	kg/年	22,470	20,780	16,450	15,570	13,160
ガレキ類	kg/年	72,620	67,290	68,160	73,260	70,590
その他(小型家電,粗大ごみ等)	kg/年	93,789	101,748	101,868	131,850	123,138

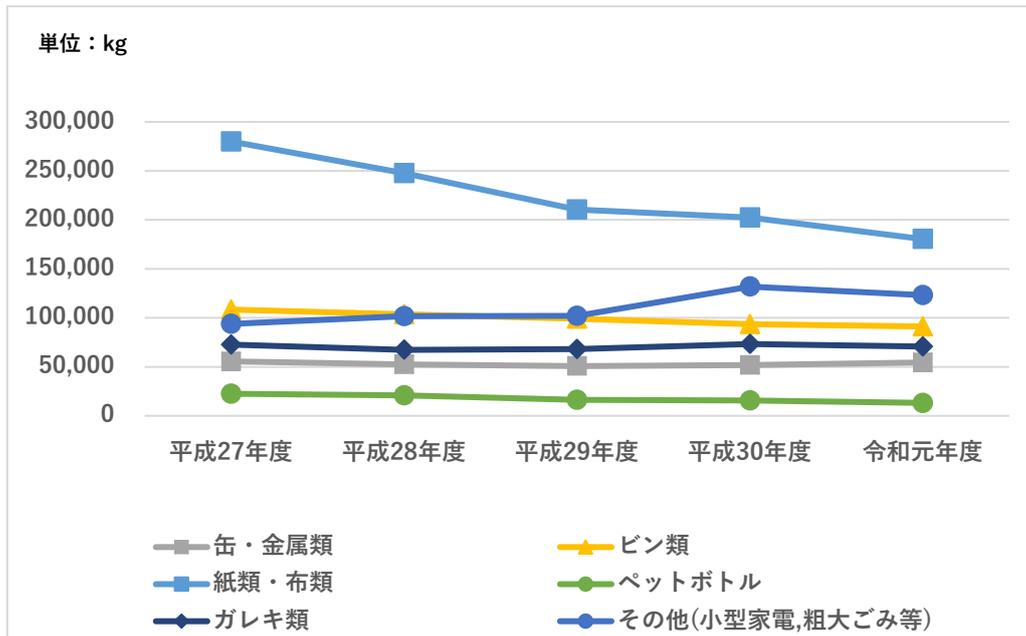
資料：周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

表 2 2 可燃ごみと不燃ごみ別のごみ排出量の推移



資料：周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

図 1 1 可燃ごみと不燃ごみ別のごみ排出量の推移



資料：周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

図 1 2 不燃ごみ種類別のごみ排出量の推移

8 ごみの資源化

平生町と田布施町の両町から熊南総合事務組合資源活用センターに搬入された不燃ごみについては、それぞれ集積して細かく選別され、資源物とそれ以外を分別するなど、再資源化の向上に努めています。

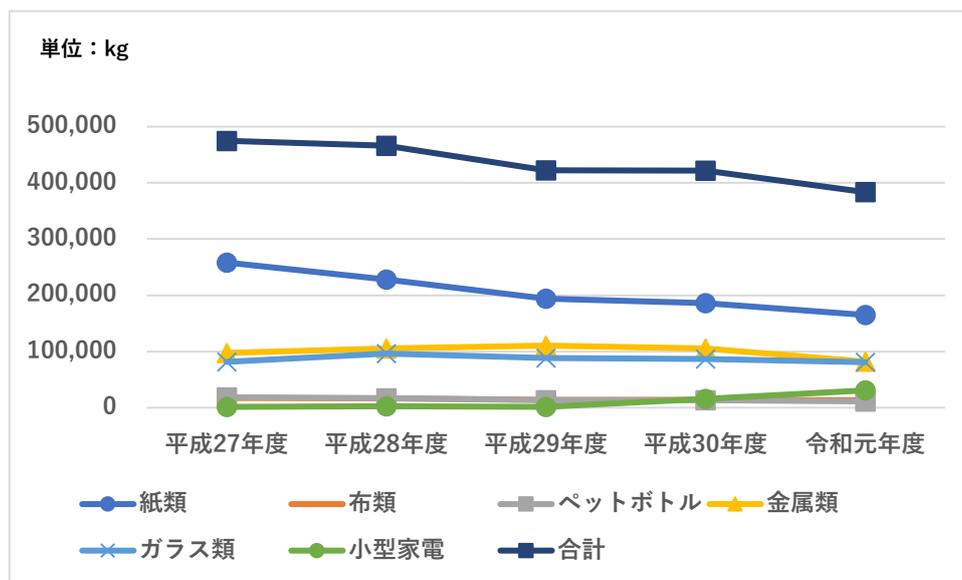
本町における平成 27 年度から令和元年度までの分類別資源化量について、下記のとおり示します。

なお、品目ごとに熊南総合事務組合資源活用センターで資源化された総量を、不燃ごみ搬入量総量に占める本町の搬入率で案分した後に、分類ごとに集計して算出しています。

分類	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
紙類	kg/年	258,297	228,307	194,094	186,300	164,984
布類	kg/年	17,257	16,642	14,100	13,983	13,364
ペットボトル	kg/年	18,641	16,908	13,552	13,458	11,193
金属類	kg/年	97,231	105,212	110,458	105,452	81,947
ガラス類	kg/年	81,578	96,296	88,637	86,520	81,002
小型家電	kg/年	1,660	2,740	1,540	15,644	30,848
その他	kg/年	209	258	248	260	218
合計	kg/年	474,873	466,363	422,629	421,617	383,556
不燃ごみ総量に対する資源化率	%	75.04	78.56	77.31	74.14	71.98

資料：熊南総合事務組合

表 2 3 ごみ資源化量の推移



資料：熊南総合事務組合

図 1 3 ごみ資源化量の推移

9 焼却灰の資源化

周東環境衛生組合清掃センターでゴミを焼却処理した後に発生する灰の多くは、セメント原料化施設に搬出して資源化に努めています。

また、資源化に適さなかった焼却灰については、柳井市不燃物処理場において埋立処分をしています。

本町における平成 27 年度から令和元年度までの焼却灰の発生量とその内資源化された灰の量について、下記のとおり示します。

なお、本町の焼却灰発生量とその内資源化量については、周東環境衛生組合清掃センターで発生した焼却灰の総量を、可燃ゴミ搬入量総量に占める本町の搬入率で案分して算出しています。

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
灰搬出量	t/年	551	573	550	627	619
資源化された灰	t/年	516	517	503	574	563
その他の灰	t/年	35	56	47	53	56

資料：周東環境衛生組合、熊南総合事務組合

表 2 4 焼却灰搬出量の推移

10 可燃ごみの組成

周東環境衛生組合清掃センターでは、定期的に搬入されるごみの質について分析・調査を行っています。

平成 27 年度から令和元年度までのごみの状況について、下記のとおり示します。

種類別で見ると、紙・布類が一番大きな割合を占めており、次にビニール類という調査結果となっています。

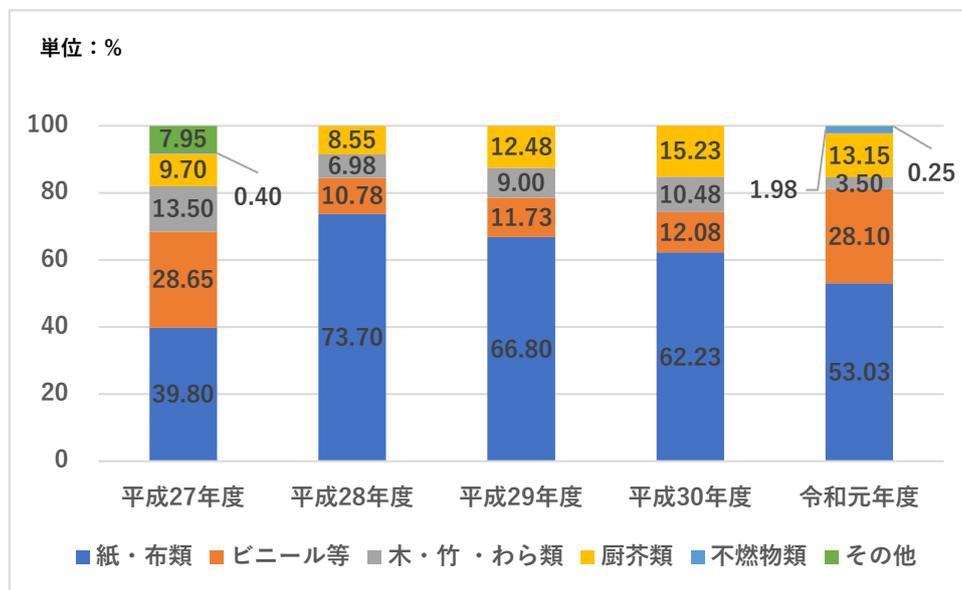
成分別で見ると、可燃分（燃焼により失われる分）が約 5 割から 6 割と一番大きな役割を占めており、次に水分という調査結果となっています。

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
種類別割合						
紙・布類	%	39.80	73.70	66.80	62.23	53.03
ビニール等	%	28.65	10.78	11.73	12.08	28.10
木・竹・わら類	%	13.50	6.98	9.00	10.48	3.50
厨芥類	%	9.70	8.55	12.48	15.23	13.15
不燃物類	%	0.40	0.00	0.00	0.00	1.98
その他	%	7.95	0.00	0.00	0.00	0.25
合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
成分別割合						
水分	%	42.2	22.2	28.2	30.7	46.5
灰分	%	6.9	15.9	13.8	12.3	5.6
可燃分	%	51.0	62.0	58.1	57.1	48.0
合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(※1)四捨五入処理のため、合計数値が合わない箇所がある。

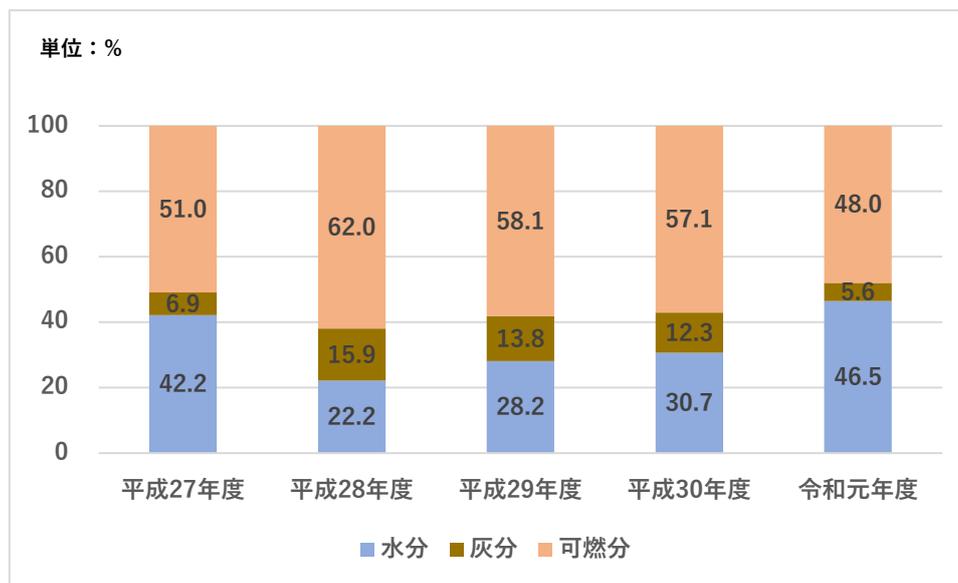
資料：周東環境衛生組合

表 2 5 可燃ごみの組成割合



資料：周東環境衛生組合

図 1 4 可燃ごみの組成割合（種類別割合）



資料：周東環境衛生組合

図 1 5 可燃ごみの組成割合 (成分別割合)

1 1 適正処理困難物の処理

熊南総合事務組合資源活用センターに搬入される蛍光管については、水銀が含まれており適正処理困難物として処理する必要があるため、リサイクル処理が可能な業者に引き渡しています。

平成 27 年度から令和元年度までの適正処理困難物（蛍光管）排出量について、下記のとおり示します。

なお、不燃ごみ（ガレキ類）搬入量総量に占める本町の搬入率で、蛍光管リサイクル処理量総量を案分しています。

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
蛍光管排出量	kg/年	1,104	1,155	1,361	1,421	1,240

資料：熊南総合事務組合

表 2 6 適正処理困難物（蛍光管）排出量の推移

1 2 不燃ごみの最終（埋立）処理

資源化できずに残った不燃物については、熊南総合事務組合清掃資源活用センターで埋立処分しています。

平成 27 年度から令和元年度までの不燃ごみ埋立処理量と不燃ごみ全体に占める割合について、下記のとおり示します。

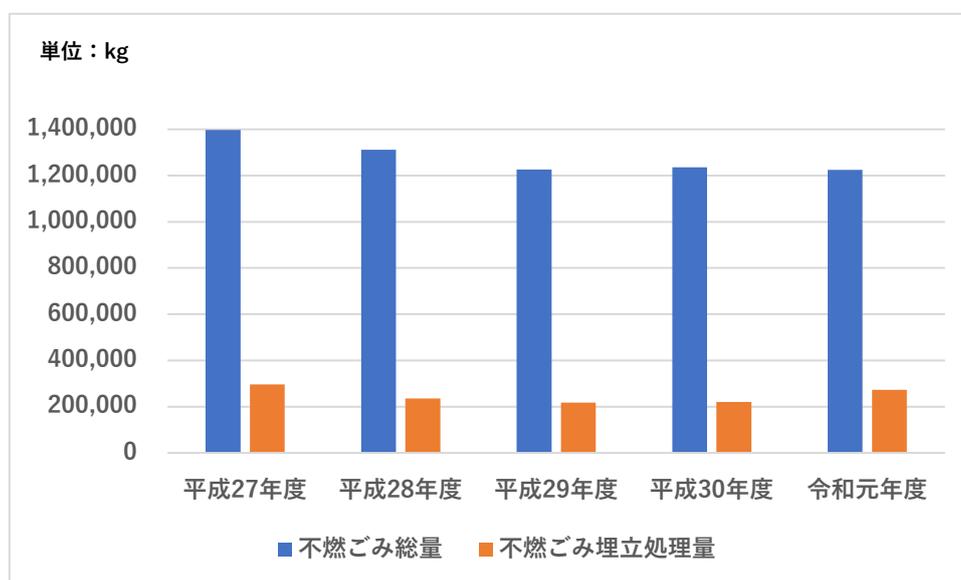
なお、不燃ごみの埋立処分場については、平成 24 年度に行った試算において令和 20 年度まで埋立処理が可能であると推測されています。

項目	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
不燃ごみ総量	kg/年	1,397,870	1,311,510	1,226,620	1,236,320	1,225,188
不燃ごみ埋立処理量	kg/年	295,976	235,013	217,906	220,597	273,017
総量に占める割合	%	21.2	17.9	17.8	17.8	22.3

※不燃ごみ総量の数値は、平生町と田布施町の合計数値。

資料：熊南総合事務組合

表 2 7 不燃ごみ最終処理量の推移



資料：熊南総合事務組合

図 1 6 不燃ごみ最終処理量の推移

1 3 ごみ処理経費

本町では、可燃ごみを処理する周東環境衛生組合、不燃ごみを処理する熊南総合事務組合それぞれに対して経費を負担しています。

本町における直近5年間のごみ処理経費負担額について、下記のとおり示します。

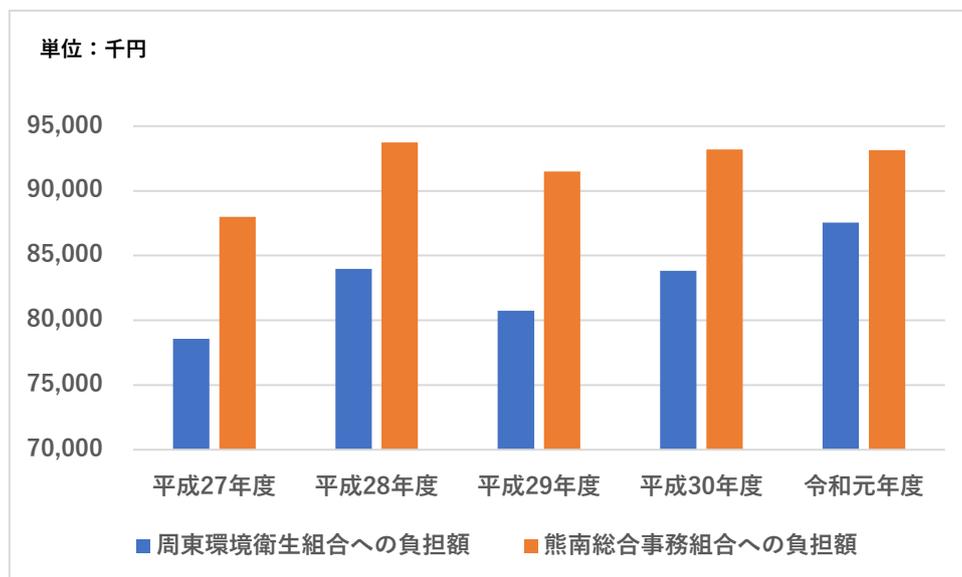
ごみ排出量は年々減少傾向となっておりますが、ごみ処理経費は、ごみの処理費用以外にも現在稼働している施設の老朽化による維持補修費用なども含まれているため、必ずしもごみ排出量に比例していません。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
処理施設	周東環境衛生組合 負担金額(千円)	78,578	83,968	80,735	83,833	87,560
	熊南総合事務組合 負担金額(千円)	87,997	93,742	91,490	93,193	93,143
総額(千円)		166,575	177,710	172,225	177,026	180,703

※平成30年度の周東環境衛生組合負担金額のうち、以前田布施町と平生町が使用していた可燃ごみ処理施設の解体経費38,744千円については、除外しています。

資料：平生町決算書

表28 ごみ処理経費の推移



資料：平生町決算書

図17 ごみ処理経費の推移

1.4 ごみ処理の評価

環境省では、自治体の廃棄物処理システム（体系）を客観的に評価するための手法として、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」において、下記のような標準的評価項目が示されています。

標準的な指標		算出式
廃棄物の発生	人口一人一日当たりごみ総排出量	ごみ総排出量 ÷ 365(or366) ÷ 計画収集人口 × 10 ³
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収量	資源化量(焼却灰セメント原料化等を除く) ÷ ごみ総排出量
最終処分	廃棄物のうち最終処分される割合	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
費用対効果	人口一人当たり年間処理経費	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
	最終処分減量に要する費用	(処理及び維持管理費 - 最終処分費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)

表 2.9 標準的評価項目

このたび、人口規模や産業構造が類似した全国の他町村及び県内市町の平均と比較し、廃棄物処理システム（体系）【表 2.9 に掲載された項目】について評価を行いました。

評価の手法については、市町村での比較分析表の作成支援のため「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」が環境省ホームページ上で公開されており、本町においてもこのシステムを活用して評価を行いました。

比較対象とした市町村は、全国の人口 1 万人から 1 万 5 千人の町村（以下「対象町村」といい、全国 89 の町村）と、山口県内市町の 2 パターンで比較しています。

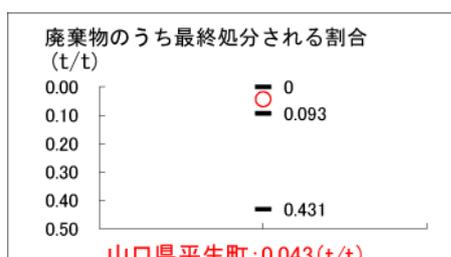
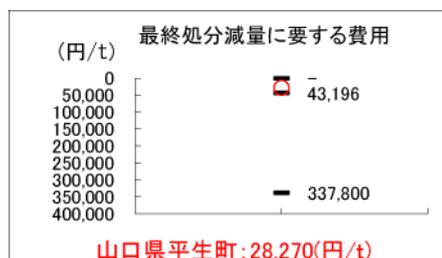
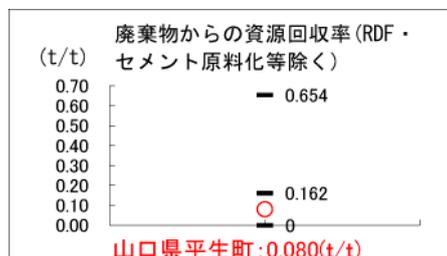
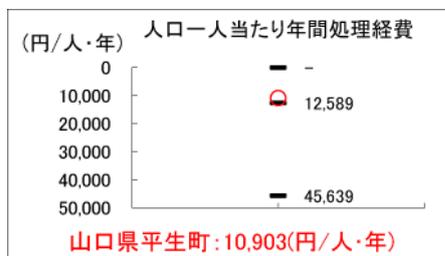
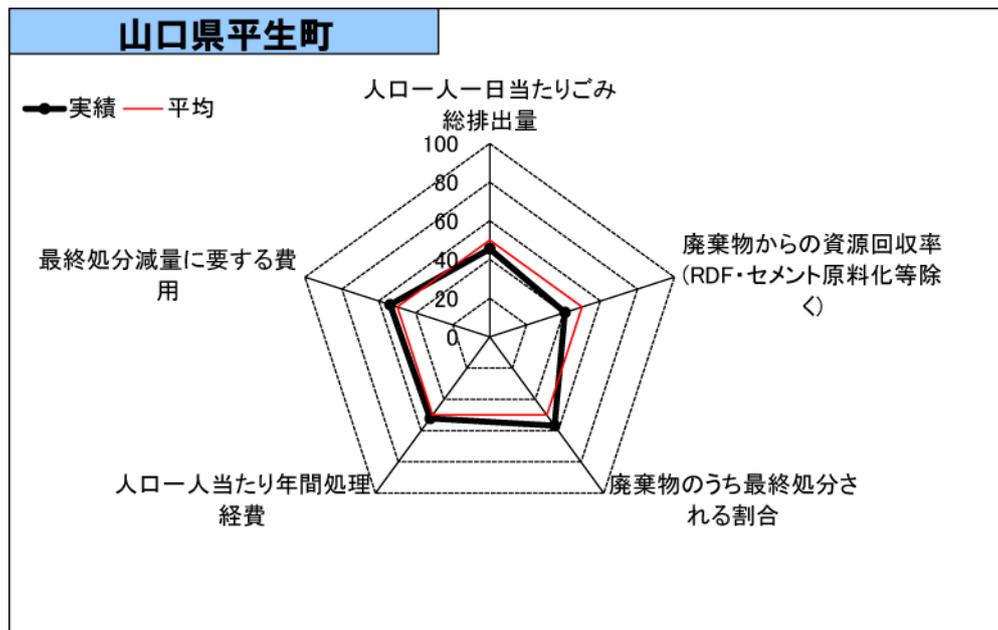
なお、平成 30 年度の評価が環境省ホームページ上で公開されている最新年度であることから、この年度における評価を下記のとおり示します。

(1) 対象町村間の比較

標準的な指標	単位	対象町村			本町実績値	偏差値
		平均値	最大値	最小値		
人口一人一日当たりごみ総排出量	Kg/人・日	0.926	3.799	0.055	1.105	45.5
廃棄物からの資源回収率(セメント原料化等を除く)	t/t	0.162	0.654	0	0.08	40.7
廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	0.093	0.431	0	0.043	56.8
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	12,589	45,639	0	10,903	52.2
最終処分減量に要する費用	円/t	43,196	337,800	0	28,270	53.9

※平均値については、対象町村の値を合計し、対象町村の数 89 で除した値。

対象町村間の比較による評価の結果、人口一人当たりの年間処理経費や廃棄物のうち最終処分される割合、最終処分減量に要する費用については、対象町村の平均より高い水準にありますが、人口一人一日当たりのごみ総排出量と廃棄物からの資源回収率については、対象町村の平均より低い水準となっています。



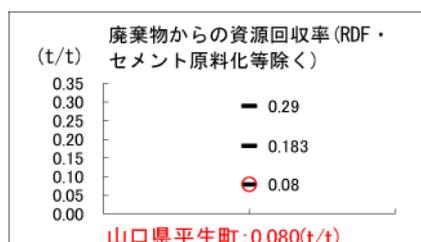
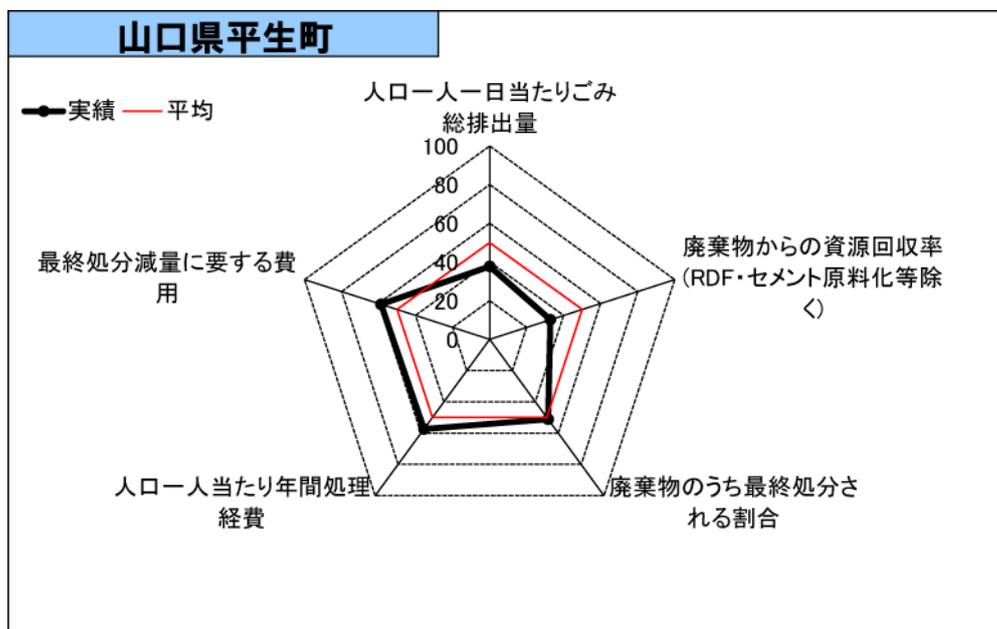
※数値が高いほど、良好な状況を示している。

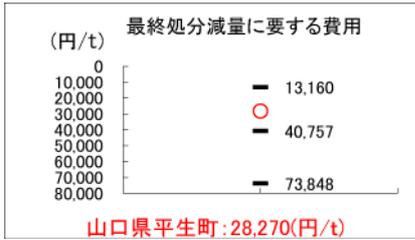
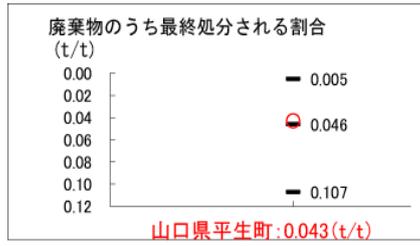
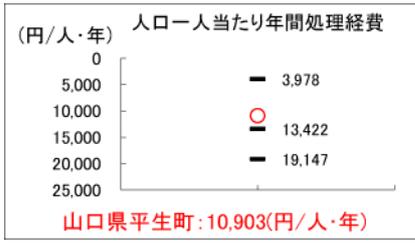
(2) 県内市町間の比較

標準的な指標	単位	県内市町			本町実績値	偏差値
		平均値	最大値	最小値		
人口一人一日当たりごみ総排出量	Kg/人・日	0.932	1.211	0.643	1.105	33.7
廃棄物からの資源回収率(セメント原料化等を除く)	t/t	0.183	0.29	0.08	0.08	32.8
廃棄物のうち最終処分される割合	t/t	0.046	0.107	0.005	0.043	51.2
人口一人当たり年間処理経費	円/人・年	13,422	19,147	3,978	10,903	57.4
最終処分減量に要する費用	円/t	40,757	73,848	13,160	28,270	58.7

※平均値については、県内市町の値を合計し、県内市町の数 19 で除した値。

県内市町間の比較による評価の結果、人口一人当たりの年間処理経費や廃棄物のうち最終処分される割合、最終処分減量に要する費用については、県内市町の平均より高い水準にあります。人口一人一日当たりのごみ総排出量と廃棄物からの資源回収率については、県内市町の平均より低い水準となっています。





※数値が高いほど、良好な状況を示している。

1 5 ごみ処理に関する課題の整理

本町のごみ処理の現況を考慮したうえで、ごみ処理に関する課題を下記のとおり整理します。

(1) ごみの排出抑制について

ごみの排出量（生活系ごみと事業系ごみの総量）については、年々減少傾向となっており、主に人口減少等の要因によるものと考えられますが、町民一人当たりのごみ排出量は、県内の平均、また全国における本町と同規模町村の平均よりも多く排出されています。

また、令和元年度の可燃ごみの組成調査で水分が46.5%を占めており、排出量を増加させる要因となっています。

このため、食品ロス削減や生ごみの水切り、詰め替え商品の利用、リユースの促進などによる更なるごみの減量化を図るなど、ごみの排出抑制に町民・事業者・行政が主体的に継続して取り組むことが必要です。

(2) ごみのリサイクル化について

ごみの資源回収率については、県内の平均、また全国における本町と同規模町村の平均を下回る数値となっています。

ごみを適正に分別処理することにより、ごみのリサイクル率が向上し、資源の有効利用が促進されるとともに、焼却量や埋立量を減少させることにもつながります。

また、長年放置された不法投棄ごみは、ごみの状態が良くないものも多く、資源ごみとして活用することができません。

今後も、資源循環型社会形成の意識を持ちながら、更なる減量化・リサイクル化を促進していく必要があります。

(3) ごみの適正かつ安定的な処理について

周東環境衛生組合清掃センターや熊南総合事務組合資源活用センターは、約30年以上稼働しており老朽化も見られることから、施設の必要な補修工事などを行い、安定的なごみ処理を維持する必要があります。

また、最終処分である埋立についても、新規の処分場を設置することは困難であると考えられることから、処分量を極力減少させることにより長期にわたって現在の処理場を使用し、安定したごみ処理を維持する必要があります。

このためにも、ごみの排出抑制や資源化に積極的に取り組むとともに、ごみの適正な処理を継続していく必要があります。

第5章 基本理念・基本方針

1 前計画の達成状況

前計画において目標設定されている項目と、その目標に対しての達成状況について、下記のとおり整理します。

1. 計画最終年度において、ごみの総排出量を 4,650t/年とする。(5%削減)

前計画においては、計画最終年度（令和2年度）に 4,928t/年のごみが発生すると推計したうえで、概ね 5%のごみ総排出量を削減した 4,650t/年を目標としていましたが、ごみ総排出量の実績は令和元年度で 4,848t/年となり目標に至りませんでした。

ごみの発生抑制は、循環型社会の形成にあたり優先順位が最も高い目標として掲げられています。

今後も、リサイクルの推進などによるごみの減量化の取り組みを続けていくことが必要です。

2. 不燃ごみ総排出量の 85%を、資源化・再生利用とする

前計画においては、主に埋立処分されているガレキ類の資源化率向上を図ることにより、資源化率 85%を目指すことを目標としていました。

しかしながら、不燃ごみの総排出量に対する資源化率実績は平成 27 年度から令和元年度の実績を見ても 85%に届いておらず、蛍光管のリサイクル量を含めても、目標値に至らない状況です。

廃棄物からの資源回収率の割合については、平生町のごみ処理の評価において、全国の人口が同規模の市町村の平均値及び県内市町の平均値と比べて低い水準となっています。

近年は、全国的に資源ごみの分別回収が進み、資源ごみ回収品目も増えるなど、資源循環型社会に向けた資源化率向上の更なる取り組みが求められています。

3. 不燃ごみ埋立処分量を 200トン/年とする

不燃ごみの埋立処分量は、平成 27 年度から令和 2 年度の実績を見ても、年間 200t を下回っていない状況です。

令和元年度において約 273t の埋立処理が行われておりますが、平生町と田布施町

両町の合計量であることから、単純に両町の不燃物搬入量の割合で案分した場合、平生町分は約 118t となります。

廃棄物のうち最終処分される割合については、平生町のごみ処理の評価において、全国の人口が同規模の市町村の平均値、県内市町では若干平均値より上となっており、町民一人当たりのごみ総排出量が平均より多い状況であるため、埋立処分量も比例して多い状況であると推察されます。

不燃物最終処分場は出来るだけ長く使用できるようにすることが重要であり、ごみの減量やリサイクルの推進などにより、埋立処分量を減少させていく必要があります。

2 基本理念

近年の社会経済活動の発展は、豊かさと利便性をもたらした反面、多くの貴重な資源が消費されました。また、近年国際的に重要視されている海洋プラスチックごみ問題など、適正に処理されないごみが環境に多大な負荷を与え続けています。

我が国では、環境負荷の軽減を図り、持続可能な社会の形成を推進するため「循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）」（以下「循環基本法」という。）が制定され、これを契機に持続的に環境負荷を低減する循環型社会の形成が求められています。

循環基本法に定める循環型社会とは、まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理の防止その他環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用や再生利用など適正に循環的利用を行い、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処理を行うことを基本としています。

平生町においても、循環型社会の基本原則を踏まえつつ、第四次総合計画の基本目標である「快適で住みよいまち」を目指して、3R【リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）】の推進に取り組んできました。

今後も、町民・事業者・行政が協働して、それぞれ目的意識を持ち、快適で住みよいまちとなるよう、持続可能な循環型社会の形成に取り組むこととします。

目標 「安全で快適に暮らせるまちづくり」

基本理念

循環型社会の形成と快適で住みよいまちづくりに向けて、町民・事業者・行政が協働して取り組みます

3 基本方針

本町のごみ処理計画においては、持続可能な循環型社会の形成に必要な事項を主として基本方針を定めることとします。

なお、本町では、可燃ごみの処理を周東環境衛生組合清掃センターで行い、不燃ごみの処理を熊南総合事務組合資源活用センターで行っていることから、ごみ処理施設に関する内容は、組合及び組合構成市町との意見交換や調整を踏まえながら、適切に判断することとします。



① 3 R 運動の推進

3 R の取り組みを支援し、更なるごみの減量・リサイクル化を推進します。

Reduce (リデュース)
(ごみを減らす)

Reuse (リユース)
(再使用する)

Recycle (リサイクル)
(資源に再生する)

② ごみの適正及び安定的な処理の推進

ごみの処理については、適正な処理を継続するために必要な収集・運搬・処理体制を維持するとともに、分別ルールの徹底などにより安全で効率的な体制の確保に努めることとします。

また、不法投棄ごみや不適正処理ごみなどについては、適正に対応していきます。

3 ごみ処理基本計画の期間

本計画の目標年度は、令和3年度～令和12年度とします。

第6章 ごみ処理の施策

1 数値目標の設定

本計画で設定する数値目標については、前計画で目標として設定された内容を踏まえ基本方針の内容を具現化するために必要な事項について設定することを基本とします。

(1) ごみ排出量

ごみの減量化・リサイクルなどの「3R運動」を推進し、ごみの排出を出来るだけ抑制する取り組みが必要となっています。

ごみの排出量について過去5年間の町民一人当たりのごみ排出量の平均値(生活系ごみ 800.2g/人・日及び事業系ごみ 306.8g/人・日)を基に、新たな取り組みを実施せず、単純に将来人口の推計により移行した場合のごみ総排出量の推計について、下記のとおり示します。

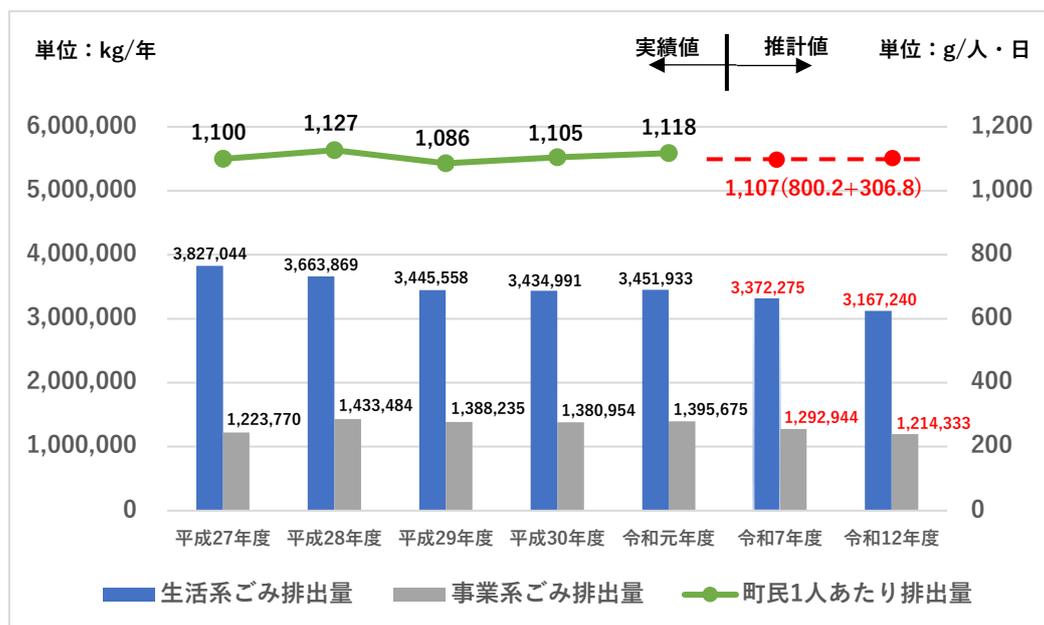


図18 現状のまま移行した場合の将来推計

図18の内容で推計した場合、令和12年度にごみの総排出量(生活系+事業系)が約4,382tとなり、令和元年度から約466t減少する見込みとなりますが、町民一人当たりのごみ排出量は改善されていません。

このため、町民や事業者の皆さんがごみ減量化に努め、資源循環型社会のより良い形成に向けて努力していく必要があります。

県が公表している県内市町のごみ総排出量の合計から算出された県民一人当たりのごみ総排出量は、平成 30 年度において 987g/人・日となっていることから、本計画においては計画最終年度（令和 12 年度）の数値目標として県民一人一日当たりのごみ総排出量である 987g/人・日を目標数値として設定します。

この場合、町民一人一日あたりのごみ総排出量を人口減少の要因とは別に 120g 削減する必要があります。

ただし、今後の地域情勢の変化や国や県の動向、周東環境衛生組合及び熊南総合事務組合及び構成市町との協議などを踏まえ、目標数値の見直しが必要であると判断した場合は、適宜見直すものとします。

令和 12 年度に、町民一人一日あたりのごみ総排出量を 987g/人・日とした場合の将来人口の推計値を踏まえたごみ総排出量の推計を下記のとおり示します。

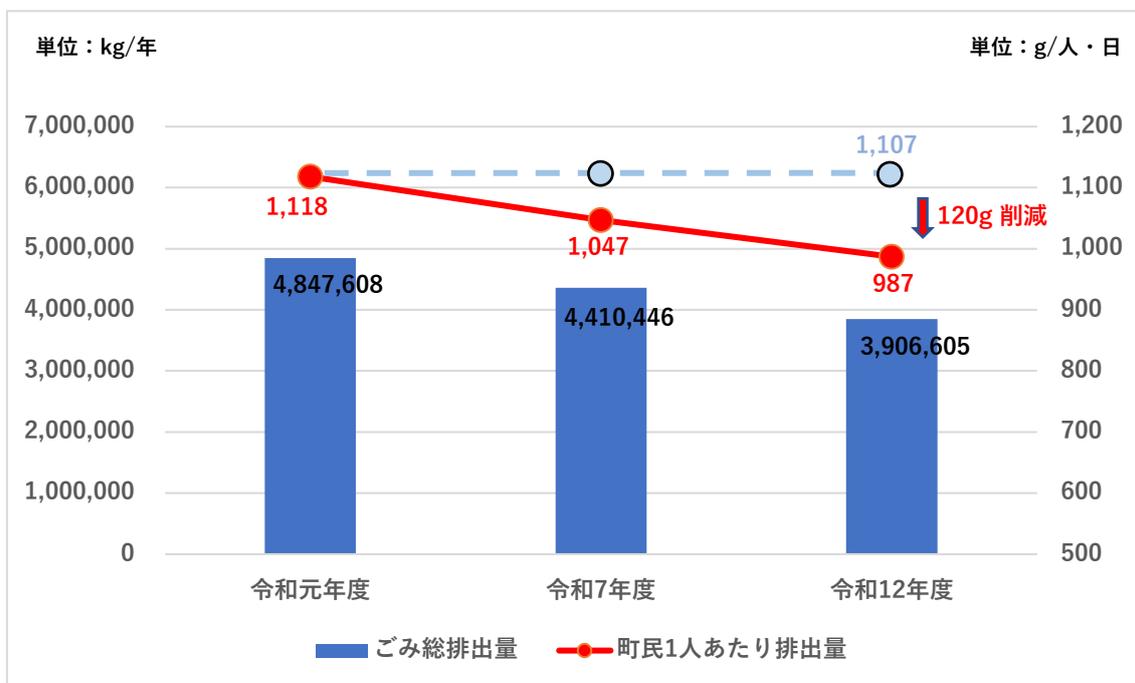


図 19 目標設定によるごみ排出量の将来推計

次に、生活系ごみと事業系ごみの排出量について目標を設定します。

図 19 に示されたごみ総排出量の削減については、一般家庭から排出される生活系ごみと、事業者から排出される事業系ごみそれぞれについてごみ削減に努める必要があります。

しかしながら、事業系ごみの削減は各事業者の方針に従って組織的に行われる性質のものであり、人口減少の要因による影響も少ないと見られること、また主に排出されるごみの性質も生活系ごみと異なることから、生活系ごみと同様の割合でごみ削減を行う

ことは難しいと考えられます。

このことから、本計画においては計画最終年度（令和 12 年度）における事業系ごみ排出量の数値目標について、令和元年度の排出量から 10%削減することとします。

ただし、新たな事業所の設立や事業活動内容の変更によりごみ排出量が増加する場合は、目標数値に反映させることが困難であることから、事業者は本計画の主旨を踏まえてごみ排出量の削減に努めることとします。

計画最終年度（令和 12 年度）における事業系ごみ排出量を令和元年度の排出量から 10%減少した場合の、生活系ごみ搬出量の推計を下記のとおり示します。

事業系ごみの排出量を 10%減少する場合、取り組みによる生活系ごみの排出量を約 16%削減する必要があります。

人口減少による要因も含めた生活系ごみ排出量は約 23%削減することとなります。

町民一人一日あたりに換算すると約 670g となり、130g 削減する必要があります。

平成 30 年度の県内の生活系ごみ搬出量【参考：一般廃棄物処理事業実態調査】は 324,645t であり、県民一人一日あたりに換算すると約 642g となっています。

項目	単位	令和元年度	令和 7 年度	令和 12 年度
推計人口	人		11,546	10,844
事業系ごみ				
事業系ごみ排出量目標 (①)	kg/年	1,395,675	1,319,547	1,256,108
令和元年度排出量からの減少率	%		5.5	10.0
ごみ総計				
ごみ総排出量 (現状移行) (②)	kg/年	4,847,608	4,665,219	4,381,573
ごみ総排出量 (目標) (③)	kg/年	4,847,608	4,410,446	3,906,605
ごみ総排出量の削減率 (1 - (③/②)) × 100	%		5.5	10.8
生活系ごみ				
生活系ごみ排出量 (現状移行) (④)	kg/年	3,451,933	3,372,275	3,167,240
生活系ごみ排出量 (目標) (⑤=③-①)	kg/年	3,451,933	3,090,899	2,650,498
取り組みによる削減率 (1 - (⑤/④)) × 100	%		8.3	16.3
令和元年度排出量からの減少率	%		10.5	23.2
町民一人あたり生活系ごみ排出量 (目標)	g/人・日	(※)800.2	733.4	669.6
(※)過去 5 年間の平均値 四捨五入処理のため、合計数値が合わない箇所がある。				

表 3 0 ごみ種類別の削減目標

(2) 資源化量（率）・リサイクル率

不燃物の資源化率については、令和元年度において不燃ごみ排出量の約 72%となっていますが、分別ルールを守って収集され熊南総合事務組合資源活用センターに搬入された不燃ごみについては、適正に資源ごみや可燃ごみと分別して処理されています。

可燃ごみの焼却灰についても、セメント原料化の取り組みをしています。

また、資源化率向上のために分別収集区分を変更することは、周東環境衛生組合や熊南総合事務組合の一部事務組合及び構成市町との協議が必要となります。

これらのことから、不燃物の資源化の取り組みは現状の水準を維持することを基本としますが、リサイクル率については熊南総合事務組合資源活用センターや町が実施する不燃物資源化量に加え、団体が行う集団回収や拠点回収の実施、資源ごみを可燃ごみや不法投棄ごみなどとして排出しない取り組み、食品ロスの取り組みなどにより、可燃ごみ排出量の減少やリサイクル率の向上につながるものと思われます。

県が公表している平成 30 年度における本町のリサイクル率は 19.9%であり、県内のリサイクル率は 30.6%で下回っていますが、市町によって分別収集区分が異なることから、本計画においては計画最終年度（令和 12 年度）におけるリサイクル率を約 3%向上し、リサイクル率 23%を目標数値として設定します。

ただし、今後の地域情勢の変化や国や県の動向、周東環境衛生組合及び熊南総合事務組合及び構成市町との協議などを踏まえ、目標数値の見直しが必要であると判断した場合は、適宜見直すものとします。

計画最終年度（令和 12 年度）におけるリサイクル率を 23%とした場合の推計を下記のとおり示します。

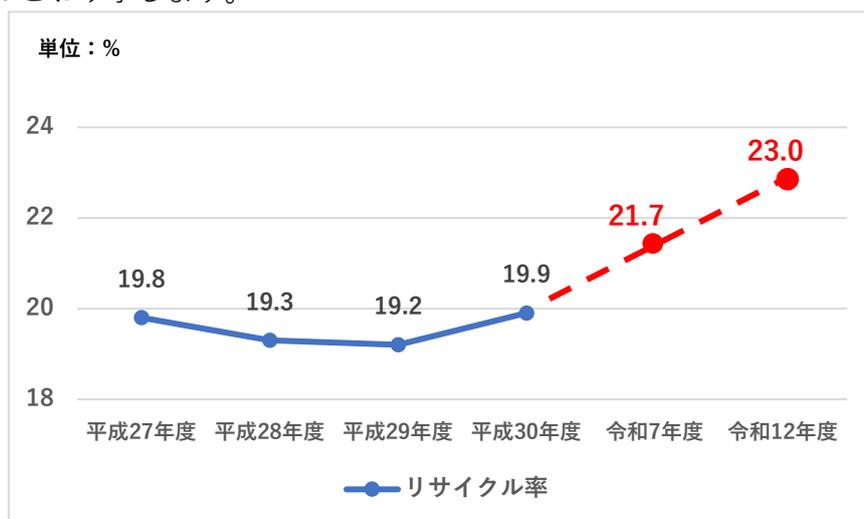


図 2 0 目標設定によるリサイクル率の将来推計

(3) 不燃ごみの埋立処分量

不燃ごみの埋立処分量については、新規の処分場を設置することは困難であると考えられることから、処分量を極力減少させることにより長期にわたって現在の処理場を使用し、安定したごみ処理を維持する必要があります。

熊南総合事務組合資源活用センターでは、不燃ごみを適正に分別して処理していることから、埋立処分量を減少させるためには、資源活用センターに搬入されるまでの取り組みとして、ごみの発生抑制や減量化、リサイクル率の向上を図ることが重要となってきます。

また、熊南総合事務組合は平生町と田布施町が構成町となって運営されている一部事務組合であり、処分方法の方針については組合及び両町の協議が必要です。

このため、本計画においては基本にごみの発生抑制による減量化とリサイクル率向上の取り組みを実践することにより埋立処分量を減少させることを基本とし、不燃ごみ埋立処分量に関する数値目標は設定しないこととします。

以上の数値目標をまとめ、下記のとおり整理します。

計画最終年度（令和 12 年度）に

1. 町民一人一日あたりのごみ総排出量を 987g/人・日とする。
生活系ごみ排出量を町民一人一日あたり 130g 削減する。
事業系ごみ排出量を 10%削減する。
2. リサイクル率を 23%とする。
平成 30 年度 19.9%から約 3%引き上げる。

2 ごみの排出抑制及びリサイクルのための方策に関する事項

循環型社会を形成するためには、まずごみの排出を抑制し、排出されたごみはできるだけ再使用や再生利用など適正に循環的利用を行い、なお適正な循環的利用が行われな
いものについて、適正な処理を行うことが必要です。

ごみの排出量の抑制及びリサイクルについては数値目標を設定しておりますが、まず
町民・事業者・行政が共通した認識を持ち、それぞれが主体となってお互いに啓発しな
がら取り組むことが大事です。

ごみ処理に関する課題を踏まえ、ごみの排出抑制とリサイクルを推進するための主な
方策として、以下のとおり整理します。

(1) ごみ減量化（排出抑制）の推進

ごみの排出量を減らす取り組みは、家庭であれば詰め替え商品やリユース商品の
購入、マイバック持参運動によるレジ袋の削減、生ごみの削減（食材を使い切る、
食べきる、水切りする、たい肥化する）、計画的な買い物に心がけることなどが挙
げられます。

事業者であれば、多く排出される紙・段ボール・梱包材・資材などの再利用や過
剰包装の抑制、レジ袋の有料化、食品廃棄物の減量化への取り組みなどが挙げられ
ます。

行政は、町民や事業者のごみ減量化の取り組みを支援し、出前講座や広報などを
通じて必要な情報を提供又は共有しながらごみ減量化に向けた啓発、ごみ減量化に
関する補助金事業の創設、新たな分別処理区分やごみ有料化の検討、ごみ大量排出
事業者の指導などが挙げられます。

また、コミュニティ協議会などが行うゴミ拾いやフリーマーケットの開催などの
取り組みも挙げられます。

町民・事業者・行政が主体となって協働しながら、取り組みを重ねることが大事
です。

(2) リサイクルの推進

リサイクルについては、家庭であれば分別ルールを守る、可燃性資源ごみをでき
るだけ可燃ごみとして処理しない、物を大事に使用する、洗浄等を行いきれいな状
態にして排出することなどが挙げられます。

事業者であれば、資源回収ボックスの設置、掲示板等での周知・啓発、適正な分
別ルールの遵守、材料や製造工程等の見直し、不用物品を有価物として有効利用す
ることなどが挙げられます。

行政は、出前講座や広報等を活用した情報提供や情報共有、集団回収やリサイク

ル事業を支援する補助金事業の創設や分別処理区分追加を検討することなどが挙げられます。

循環型社会やリサイクルの思想は、知識を習得しても実践しなければ効果が表れませんし、一時的なものではなく長年の取り組みが求められます。

リサイクルの意識醸成を図るため、小中学生への環境教育の実施やサークルなどの活動を通じて、普段の生活において身近に感じるリサイクルへの取り組みにも努める必要があります。

3 分別収集するごみの種類及び分別区分

家庭や事業者から排出されるごみの資源化については、適切な分別と洗浄を行い、汚れの除去が困難なものについては資源ごみに混入させないなど、排出する段階で再生利用に配慮した分別収集が必要です。

また、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法など、品目ごとに適正処理や再生利用を定めた法律を遵守する必要があります。

現在、本町では下記のとおり分別収集区分を設定して実施しており、基本として現在の分別収集区分を継続することとしますが、今後の地域情勢の変化や国や県の動向、関東環境衛生組合及び熊南総合事務組合及び構成市町との協議などを踏まえ、分別収集区分の追加などが必要であると判断した場合は、適宜見直すものとします。

分類・種類		分別区分
資源回収する容器包装	缶類（アルミ、スチール）	1
	ビン類（ガラスビン）	1
	ペットボトル	1
	紙製容器包装（紙パック）	2（古紙と混合）
資源回収する古紙・布類		2（古紙は紙製容器包装と混合）
小型家電		2（ガレキ・金属と混合）
蛍光管		2（ガレキと混合）
燃やすごみ（廃プラスチック類、可燃性粗大ごみ等を含む）		1
燃やさないごみ	金属類	2
ガレキ・ガラス・陶器、不燃性粗大ごみ		2

表 3 1 分別収集するごみの種類及び区分

- 1：分別して排出されたごみを収集・搬入後、処理施設において選別又は焼却
 2：他の品目又は製品と混合して収集・搬入後、処理施設において選別

4 ごみの適正処理・処理施設に関する基本的事項

ごみの収集・処理については、主に収集・運搬、中間処理、最終処理の3区分があり、それぞれの処理が適正に実施されることで、適切なごみ処理が行われています。

これらの処理は、周東環境衛生組合及び熊南総合事務組合により適正に処理されており、現行の収集・運搬・処理体制の維持継続を基本とします。

今後、これらの体制の見直しや変更が生じる場合、処理施設の維持管理・運営に関する内容などについては、組合や構成市町との協議を踏まえながら対応するものとします。

現行の収集運搬体制や処理体制について、以下に示します。

(1) 収集・運搬体制

ごみの種別	排出方法	収集回数	排出場所
可燃ごみ (焼却処理するごみ)	指定袋に入れて排出	週2回	ごみステーション
不燃ごみ (焼却処理しないごみ)	指定袋に入れて排出(※1)	月1回	ごみステーション
資源ごみ (資源化するごみ)	指定袋に入れて排出(※2)	月1回	ごみステーション

(※1)収集作業に危険を伴うもの(ガラスの破片)など、別に排出方法を指定している品目があります。
(※2)古紙など、別に排出方法を指定している品目があります。

表3-2 収集・運搬体制

(2) 直接受入体制

ごみの種別	排出方法	受入日	排出場所
可燃ごみ (焼却処理するごみ)	指定なし	平日、休日 (祝祭日含む)	周東環境衛生組合清掃センター(柳井市)
不燃ごみ (焼却処理しないごみ)	指定なし	平日：週1回火曜日(祝日除く) 休日：月1回	熊南総合事務組合資源活用センター(平生町)
資源ごみ (資源化するごみ)	指定なし	平日：週1回火曜日(祝日除く)(※1) 休日：月1回	熊南総合事務組合資源活用センター(平生町)

(※1)古紙、古着については火曜日以外の平日も受け入れ可能。

表3-3 直接受入体制

(3) 中間処理体制

ごみの種別	中間処理方法	処理場所
可燃ごみ (粗大ごみ含む)	焼却処理 ・焼却残渣についてはセメント原料化を行い、原料化できない場合は埋立処理	周東環境衛生組合 清掃センター（柳井市） 焼却灰は、セメント原料化施設
不燃ごみ (粗大ごみ含む)	分別処理 ・手作業による分別・解体を行い、発生した資源ごみや可燃ごみは適正に処理し、それ以外については埋立処理	熊南総合事務組合 資源活用センター（平生町）
資源ごみ	資源化处理 ・小型家電については、国の認定事業者へ搬出（資源化） ・ペットボトルや缶についてはプレス処理後に搬出（資源化） ・ビンや古紙、古着、金属、蛍光管などについては現状のまま搬出（資源化）	熊南総合事務組合 資源活用センター（平生町）

表 3 4 中間処理体制

(4) 最終処理体制

ごみの種別	最終処理方法	処理場所
不燃ごみ	埋立処理 ・埋立ごみを土砂と混合して処理	熊南総合事務組合 資源活用センター（平生町）

表 3 5 最終処理体制

5 不法投棄ごみ・不適正処理ごみに関する事項

本町では「快適な環境づくり推進条例」（平成 15 年条例第 8 号）により、空き缶等のポイ捨て禁止や環境美化に努めておりますが、不法投棄や不適正に排出されたごみは、異臭や腐敗、散乱などにより周辺環境に悪影響をもたらす、環境保全や美化が著しく損なわれるだけでなく、資源化に適さない状態となります。

このようなごみの排出を防止する必要があることから、広報等を活用した啓発や定期的なパトロールによる監視及び早期発見、不法投棄防止啓発看板の設置並びに排出者の指導などについて、関係機関と連携しながら不法投棄ごみや不適正排出ごみの適正な対応と削減に努めていきます。

第7章 その他ごみ処理に関し必要な事項

1 在宅医療廃棄物

廃棄物処理法では、在宅医療廃棄物（在宅医療に関わる医療措置に伴い家庭から排出される廃棄物）は一般廃棄物に該当し、可燃ごみとして排出されています。

近年は、在宅医療が進展し一般家庭から排出される場合もありますが、不燃ごみについては処理できないことから、医療機関等に処理を依頼する必要があります。

2 感染防止対策が必要な一般廃棄物

廃棄物処理法では、感染性一般廃棄物として「人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物」が定められており、医療関係機関等から排出される廃棄物が該当します。

これらの廃棄物については、法に定められた適正な処理が求められます。

一般家庭や事業所などから排出される感染防止対策が必要な一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づく感染性一般廃棄物には該当しませんが、廃棄物処理業者の従業員などが感染しないよう対策を講じる必要があります。

環境省では、このような廃棄物の処理についてリーフレットを作成し、広く周知がなされており、リーフレットに記載された内容を守りながら、ごみ処理業務の継続が図られるように努める必要があります。

新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかき入れます。いっぱいになる前に早めに②のときやごみ袋をしばって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

※万一、ごみが袋の外に散れた場合は、二度にごみ袋に入れてください。



- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

3 災害廃棄物の処理

災害廃棄物については、一般廃棄物として定義され町が処理する必要があり、生活環境の保全や道路の通行確保などの観点から、その処理を適切かつ迅速に行う必要があります。

災害廃棄物は、災害の種類や被災の範囲により量が大きく変動することから、災害が起きる前から関係機関と協議のうえ、迅速な廃棄物処理体制の整備を図る必要があります。

平生町防災計画の中で災害廃棄物等処理計画について記載されておりますが、災害廃棄物処理に関する基本的な事項について記載されたものであり、実際に多量の災害廃棄物が生じた場合を想定した実効性のある計画の策定が必要であると考えられます。

本町においては、最も甚大な被害が想定される「南海トラフ巨大地震」による被害を想定した災害廃棄物処理について別に定めておく必要があります。

生活排水処理基本計画

第8章 基本理念・基本方針

1 基本理念

本町の豊かな自然環境を将来にわたって保全していくためには、適切な汚水処理を行うことが大切であり、公共下水道・漁業集落排水施設や合併浄化槽の普及が不可欠です。

町民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うとともに、快適で衛生的な生活環境を確保し、川や海などの公共用水域の水質保全することを基本理念とします。

2 基本方針

本町の生活排水処理施設は、公共下水道、漁業集落排水処理施設、合併浄化槽があり、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、地域の特性に応じた処理方法を採用することが必要です。生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を同時に処理することが基本であり、生活排水をそれぞれの施設で適正処理することを推進していきます。

3 生活排水処理基本計画の期間

本計画の目標年度は、**令和3年度～令和12年度**とします。

第9章 生活排水処理の現状

1 生活排水処理の現状

生活排水処理の区分ごとの主体は次表のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	平生町（山口県）
漁業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	平生町
合併浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	周東環境衛生組合

表 3 6 生活排水の処理主体

(1) 公共下水道

本町の公共下水道は、田布施川流域関連公共下水道として整備されております。平成2年に「平生町公共下水道事業基本計画」（以下「下水道計画」という。）を策定し、平成8年11月に平生中心部の一部地区で供用開始されました。

平成27年度に下水道計画を変更し、計画人口や事業完了年度を変更しました。

下水道計画の変更によりこれまでの全体計画人口10,800人を9,700人と変更しました。

令和元年度末現在までに約273haを整備し、下水道処理区域内人口7,150人、水洗化人口6,714人となっています。

下水道普及率、水洗化率ともに徐々に上昇している状況ですが、近年は行政人口が減少しているため、下水道処理区域内人口及び水洗化人口は減少する傾向にあります。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口	人	12,479	12,281	12,057	11,863	11,733
処理区域面積	ha	268.17	269.6	270.52	271.34	273.35
処理区域内人口	人	7,378	7,364	7,292	7,198	7,150
水洗化人口	人	6,733	6,806	6,812	6,755	6,714
普及率	%	59.12	59.96	60.48	60.68	60.94
水洗化人口率	%	91.26	92.42	93.42	93.85	93.90

※人口については、4月1日時点の住民基本台帳の数値。

表 3 7 公共下水道の普及率等実績

以下に田布施川流域下水道終末処理場及び公共下水道事業計画の概要を示します。

項 目	概 要
計画目標年次	令和 10 年度
排除方式	分流式
計画区域面積	1586.5 h a
計画人口	20,400 人
処理場名称	田布施川浄化センター
処理場所在地	熊毛郡田布施町大字麻郷
処理方式	高度処理オキシデーションディッチ法
処理能力	9,180 m ³ /日
処理開始年月日	平成 8 年 11 月 1 日
管渠延長	6.7 k m
処理場敷地面積	4.75 h a

表 3 8 田布施川流域下水道終末処理場の概要

項 目		全体計画	認可計画
計画目標年次		令和 10 年度	令和 4 年度
下水排除方式		分流式	分流式
計画区域面積 (ha)		861.1	459.5
計画人口 (人)		9,700	8,100
生活汚水量原単価 (ℓ/人/日)	日平均	220	220
	日最大	315	315
	時間最大	475	475
計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	3,200	2,680
	日最大	4,370	3,650
	時間最大	6,310	5,270

表 3 9 田布施川流域下水道事業計画の概要

(2) 漁業集落排水施設

本町の集落排水施設事業は、佐賀地区漁業集落環境整備事業として、平成9年度に事業着手し、平成16年度に一部供用開始され、平成19年度末で整備事業は完了しました。

令和元年度末現在、下水道処理区域内人口1,092人、水洗化人口827人となっています。佐賀地区は人口減少が著しく、水洗化人口も減少しつつある地域ですが、公共下水道事業と同様に水洗化率は徐々に上昇しています。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区内人口	人	12,479	12,281	12,057	11,863	11,733
処理区域面積	h a	106	106	106	106	106
処理区域内人口	人	1,213	1,202	1,164	1,143	1,092
水洗化人口	人	916	898	870	853	827
普及率	%	9.72	9.78	9.65	9.63	9.31
水洗化人口率	%	75.45	74.73	74.74	74.63	75.73

表40 漁業集落排水施設の普及率等実績

項目	概要
事業着手年度	平成9年度
事業完了年度	平成19年度
計画処理区域面積	106.0 h a
計画処理人口	2,270人(定住人口1,092人)
計画最大汚水量	749 m ³ /日
計画1日平均汚水量	240 ㍓/人・日
計画1日最大汚水量	300 ㍓/人・日
処理場名称	佐賀地区浄化センター
処理場所在地	熊毛郡平生町大字佐賀
排除方式	分流式
処理方式	オキシデーションディッチ法
処理開始年月日	平成16年8月1日
管渠延長	約17k m
ポンプ施設	16箇所
水洗化人口	827人(令和2年3月31日現在)

表41 佐賀地区漁業集落環境整備事業の概要

(3) 合併浄化槽

平成12年(2000年)6月の浄化槽法の改正により、浄化槽は、し尿と雑排水を併せて処理する施設と定義されたため、平成13年(2001年)4月1日以降は、合併処理浄化槽のみが浄化槽として設置できることとなりました。(単独処理浄化槽は「みなし浄化槽」とされました。)

本町の污水处理施設構想としては、公共下水道の認可区域と漁業集落排水施設の計画区域以外の地区は、合併浄化槽により生活排水処理を行う地区となっています。

合併浄化槽設置者に対する補助金制度は平成2年度から制度化され、令和元年度末現在で585基の補助金を交付しています。

(4) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、浄化槽法の改正(平成13年4月1日施行)により浄化槽の定義からはずれており、公共下水道等の利用開始や老朽建物の解体により年々減少しています。

区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
合併浄化槽人口	人	1,674	1,677	1,698	1,668	1,665
単独浄化槽人口	人	1,929	1,884	1,770	1,696	1,673

表4-2 浄化槽人口実績

(5) 生活排水処理人口普及率の推移

本町の生活排水処理人口普及率の推移は次表のとおりです。

公共下水道、漁業集落排水及び合併浄化槽それぞれ処理人口としては、人口減少に伴い、減少傾向にありますが、生活排水処理人口普及率は緩やかな上昇傾向にあります。

項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1. 行政区域内人口	人	12,479	12,281	12,057	11,863	11,733
2. 公共処理区域内人口	人	7,378	7,364	7,292	7,198	7,150
3. 漁集処理区域内人口	戸	1,213	1,202	1,164	1,143	1,092
4. 上記区域外浄化槽人口	人	1,635	1,584	1,551	1,526	1,531
5. 普及人口	人	10,226	10,150	10,007	9,867	9,773
6. 上記区域外非水洗化人口	人	2,253	2,131	2,050	1,996	1,960
7. 生活排水処理普及率	%	81.95	82.65	83.00	83.17	83.29

表4-3 区域別污水处理普及率等の実績

2 生活排水処理人口普及率の向上の目標値

本町の豊かな自然環境を将来にわたって保全していくためには、適切な汚水処理を行うことが大切であり、公共下水道・漁業集落排水施設や合併浄化槽の普及が必要不可欠です。

生活排水処理人口普及率向上に取り組んできた結果、令和元年度末の本町の汚水処理人口普及率は、83.2%となりましたが、全国平均の91.7%や山口県平均の87.5%と比較して、低い状況にあります。

大規模な開発計画等人口が増加する要因もないため、今後も人口は減少するものと推計されますが、引き続き、生活排水処理人口普及率の向上に努めます。計画目標年次である令和12年度末及び中間目標年次である令和7年度末における生活排水処理人口普及率の目標値は次のとおりです。

年 度	生活排水処理人口普及率
令和7年度	92.4%
令和12年度	95.3%

表4-4 生活排水処理人口普及率の目標値

3 取り組み

(1) 公共下水道事業の整備計画

公共下水道事業は、下水道法の定めによる事業計画を策定し、主な財源として国からの交付金を活用して、未整備区域解消に向けて施設整備を進めます。

なお、整備にあたっては、より効率的な手法を検討しながら、計画的に早期の供用開始を目指します。

(2) 早期接続の促進

公共下水道や漁業集落排水施設の効果を最大限に発揮し、生活環境の改善、公共用水域の水質保全等の役割を果たすためには、接続が前提条件の一つであるため、供用開始されている地域の未接続の家庭や事業所について、速やかに接続していただくよう、普及促進を図ります。人口は減少傾向にありますが、水洗化率の向上に努めます。

(3) 合併浄化槽の普及啓発

合併浄化槽は、公共下水道や漁業集落排水施設の整備計画以外の地域における水洗化の手法として、その役割は大変重要です。

今後とも、合併浄化槽設置整備事業（個人設置型）の継続実施による町民の設置費用負担軽減を図ることにより、積極的な普及促進に努めます。

(4) 合併浄化槽の維持管理対策

浄化槽の設置者は、正常に浄化槽を機能させるための維持管理を適切に行う必要があります。合併浄化槽の維持管理対策として、合併処理浄化槽設置整備事業の補助金により合併浄化槽を設置された方に対し、法定検査の周知徹底を図ります。

第10章 し尿・汚泥の処理計画

生活排水のなかでも下水道で処理される生活排水を除いた、し尿と浄化槽汚泥（佐賀地区浄化センターから発生する汚泥を含む）の処理計画については以下のとおりとします。

1 し尿、浄化槽汚泥処理の流れ

(1) 計画処理区域

現在、生し尿、浄化槽汚泥の収集対象区域は公共下水道事業の処理区域及び、漁業集落排水施設の処理区域以外の町全域です。下水道処理区域の拡大、浄化槽の普及により、汲み取り及び単独浄化槽の処理人口は減少しています。今後も人口減少に伴い収集対象人口は減少する見込みです。

(2) 収集方法、収集体制

現在、汲み取り収集によるし尿と浄化槽の汚泥は町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者が行政指導のもとに収集・運搬しております。

今後においても、安定的な収集・運搬を行うため、同様に収集・運搬を行います。

(3) 中間処理

本町の中間処理は、一部事務組合（柳井市、岩国市、平生町、田布施町、上関町の2市3町で構成）である周東環境衛生組合衛生センターで適正に共同処理しています。

今後も他市町との処理状況等の整合を図りながら、施設の将来計画等について協議していきます。

名 称	周東環境衛生組合衛生センター
所 在 地	山口県柳井市神代 2805-1
処理能力	120 kl/日
処理方法	標準脱窒素処理法 高度処理法（凝集沈殿、砂ろ過、オゾン脱色）
稼動年月	昭和 57 年 4 月

表 4 5 し尿中間処理施設概要

(4) 最終処分

本町では、生し尿、浄化槽汚泥、佐賀地区浄化センターからの汚泥とも周東環境衛生組合衛生センターで処理されます。し尿処理施設からは、汚泥・し渣・沈砂の残渣が発生します。

周東環境衛生組合衛生センターでは、この残渣を可能な限りたい肥化等し、有効利用に努めています。脱水後の汚泥は、民間の委託業者に運搬を委託し、コンポスト（堆肥）やセメント原料再生業者に引き渡されています。その処理水については河川へ放流されています。

今後の最終処分計画として、処理後に生じる脱水汚泥については肥料化し、し渣については焼却処理する現行の処理システムを継続して行います。

(5) し尿・浄化槽汚泥処分の流れ

本町におけるし尿処理・処分方法（下水道関係は除く）は、図25に示すとおりであり、し尿処理施設における処理と浄化槽による処理の2つの方法によって行われています。

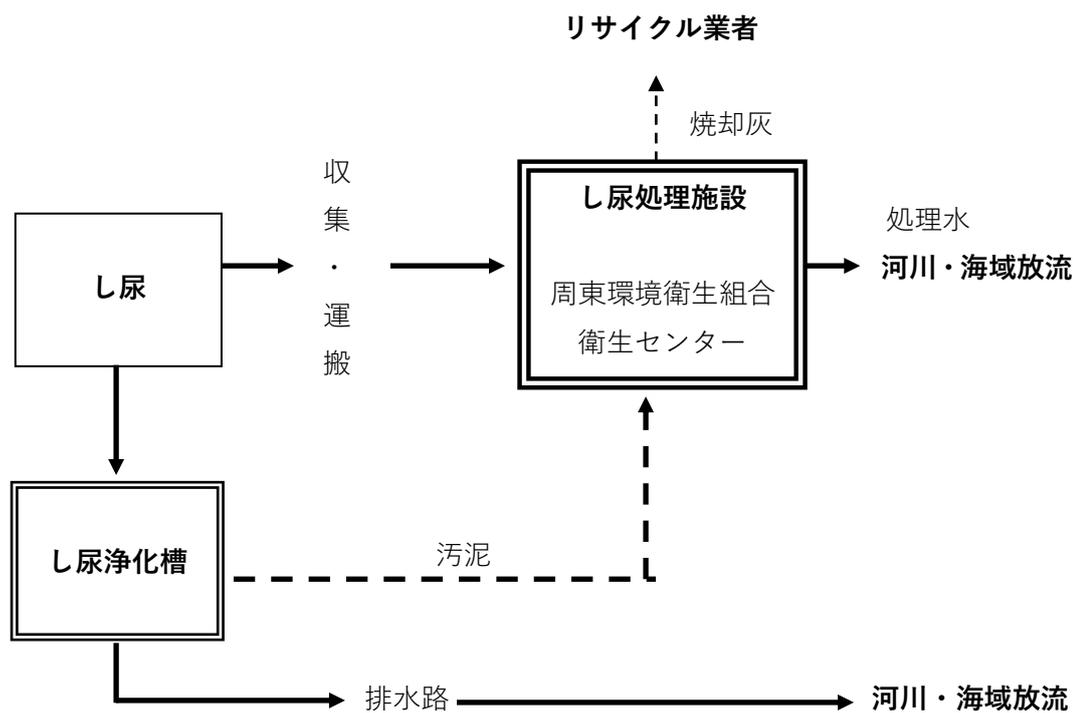


図20 し尿処理・処分方法

2 し尿、浄化槽汚泥の排出量実績

本町の過去5年間（平成27年度～令和元年度）の収集形態別収集量の実績を下記のとおり示します。

公共下水道の整備等により、人口が減少傾向にあることから、し尿の処理量、全体量としても減少傾向にあります。

（単位：kℓ）

年 度	項 目	し 尿 量	浄化槽汚泥量		合 計
			一 般	佐賀地区浄化センター	
平成27年度		1,438	2,818	930	5,186
平成28年度		1,323	2,502	891	4,716
平成29年度		1,244	2,660	895	4,799
平成30年度		1,187	2,544	909	4,640
令和元年度		1,067	2,752	907	4,726

資料：周東環境衛生組合

表4-6 現況収集形態別収集量

項 目		年 度				
		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
し尿処理人口（人）		1,227	1,016	907	891	854
し尿量	年間収集量（kℓ）	1,438	1,323	1,244	1,187	1,067
	1日平均収集量（kℓ/365日）	3.939	3.624	3.408	3.252	2.923
浄化槽人口（人）		3,603	3,561	3,468	3,364	3,338
汚泥量	年間収集量（kℓ）	2,818	2,502	2,660	2,554	2,752
	1日平均収集量（kℓ/365日）	7.720	6.854	7.287	6.997	7.539
漁業集落排水施設人口（人）		916	898	870	853	827
汚泥量	年間収集量（kℓ）	930	891	895	909	907
	1日平均収集量（kℓ/365日）	2.548	2.441	2.452	2.490	2.485

表4-7 し尿・汚泥処理状況

3 し尿、浄化槽汚泥の排出量推計

将来のそれぞれの汚泥処理量の見込みは次表のとおり推計しています。

生し尿の直近3年間の年間収集量は減少しておりますが、浄化槽汚泥、漁業集落排水施設汚泥については、直近3年間の年間収集量は増加しています。

今後も、単独浄化槽から合併浄化槽への転換、また漁業集落排水施設への接続勧奨により増加傾向にあると推計されますが、人口減少の要因により年間収集量全体は減少するものと思われまます。

し尿や汚泥の排出先である周東環境衛生組合衛生センターは、2市3町による共同処理であるため、今後も他市町との処理状況等の整合を図りながら、施設の将来計画等について協議することとします。

(単位： kl /年)

年 度 \ 項 目	し尿量	浄化槽汚泥量	佐賀地区浄化センター汚泥量	計
令和7年度	713	2,936	931	4,580
令和12年度	418	3,089	951	4,458

表4-8 計画処理量の推計

4 し尿、浄化槽汚泥処理の推進

(1) し尿

し尿については、公共下水道の普及等により、年々減少していますが、今後も許可業者による定期的な収集・運搬の体制づくりに努めます。

また今後、し尿汲み取り世帯が広範囲に点在する状況が進むと見込まれます。安定的・効率的な収集・運搬の体制維持に努めます。

(2) 浄化槽汚泥

漁業集落排水処理施設及び合併浄化槽・単独浄化槽から発生する汚泥については、年々減少していますが、今後も許可業者による収集・運搬の体制づくりに努めます。

(3) 広報と啓発活動

側溝や水路などの身近な水環境のみならず、河川や海などを含めた地域全般の水環境に対する市民意識の向上や関心を高めるため、定期的に広報・啓発を行います。